

令和 2 年度革新的事業活動実行計画重点施策に関する報告書案

一. 本報告書について

平成 24 年 12 月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣から成る「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、同本部の下、平成 25 年 1 月に「産業競争力会議」の開催を決定、平成 28 年 9 月に産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した「未来投資会議」の開催を決定し、

これまで、

- ・平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を閣議決定、
- ・平成 26 年 1 月に「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定、
- ・平成 26 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2014」を閣議決定、
- ・平成 27 年 2 月に「平成 26 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 27 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2015 年版）」を閣議決定、
- ・平成 27 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2016 年版）」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「平成 27 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 28 年 6 月に「日本再興戦略 2016」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2017 年版）」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「平成 28 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 29 年 6 月に「未来投資戦略 2017」を閣議決定、
- ・平成 29 年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定、
- ・平成 30 年 6 月に「未来投資戦略 2018」及び「革新的事業活動に関する実行計画」を閣議決定、
- ・令和元年 6 月に「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」を閣議決定、「平成 30 年度革新的事業活動実行計画重点施策に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・令和 2 年 7 月に「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和 2 年度革新的事業活動に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を閣議決定、「令和元年度革新的事業活動実行計画重点施策に関する報告書」を閣議決定及び国会提出

している。

令和2年10月に「日本経済再生本部」を廃止し、経済財政諮問会議が示す経済財政運営と改革の基本方針等の下、我が国経済の持続的な成長に向け、成長戦略の具体化を推進するため、内閣総理大臣決裁により「成長戦略会議」の開催を決定し、廃止前の日本経済再生本部及び同本部の下で開催された未来投資会議が行った検討等については、成長戦略会議に引き継ぐものとされている。

本報告書では、実行計画に定められた革新的事業活動関連施策（以下「重点施策」という。）について、施策の内容や、進捗及び実施の状況等をまとめている。

生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第6条第9項により、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき令和2年度について作成するものである。

二. 重点施策の進捗・実施の状況及び効果

1. 新しい働き方の定着

①KPI の主な進捗状況¹

《KPI》2022 年：転職入職率 9.0%【1】

⇒2019 年：8.4%

《KPI》無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする【16】

⇒2019 年度：53.5%

《KPI》学習者用コンピュータについて、2020 年度までに義務教育段階の全学年の児童生徒 1 人に 1 台端末を目指す【17】

⇒2019 年度：児童生徒 4.9 人に 1 台

《KPI》第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2022 年度までに 150 講座とする【22】

⇒2021 年 4 月：107 講座

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣 ²
兼業・副業の環境整備	・労働法制上、兼業・副業について、兼業・副業先と労働時間を通算して管理することとされている中、「兼業・副業先での労働時間の管理・把握が困難である」として、兼業を認めることに対する企業の慎重姿勢がある。未来投資会議の審議においても、兼業を認めると自社の労働力が減るにもかかわらず逆に管理工数が増える中で、企業の労務管理責任の範囲・在り方について	・労働政策審議会において副業・兼業の場合の労働時間管理及び健康管理の方法等について議論を行い、2020 年 8 月に議論が取りまとめられた。 ・これを踏まえ、同年 9 月 1 日に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（2018 年 1 月策定）を改定し、副業・兼業の場合におけ	厚生労働大臣

¹ KPI の末尾に括弧書きしている番号は、別添の「KPI の進捗状況について」における整理 No. を参考までに付しているもの。

² 生産性向上特別措置法第 6 条第 2 項第 3 号ハ、第 4 号ハ、第 5 号ハにおいて、実行計画における「担当大臣」とは内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）にいう主任の大臣をいうこととされている（生産性向上特別措置法第 6 条第 3 項）ため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、生産性向上特別措置法に基づき、重点施策の進捗及び実施の効果に対する評価等を行う際の事務の参考とするため、括弧内に、本実行計画の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を記載している。

	しっかりとルールを整備し、企業が安心して兼業・副業を認めることができるようにすることが重要、との指摘がある。 このため、労働時間の管理方法について、労働政策審議会における審議を経て、ルール整備を図る。 ・兼業・副業の場合の労働者災害補償保険の給付の拡充について、労働者災害補償保険法等の改正法（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号））が成立した。複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額の算定や業務上の負荷を総合的に評価し認定を行う改正の円滑な施行を図る。	る労働時間管理や健康管理のルールを明確化した。改定版ガイドラインには、労働者からの申告等による副業先での労働時間の把握、労働時間の通算方法や簡便な労働時間管理の方法等を盛り込んだ。 ・ガイドラインのわかりやすいパンフレットや、労働時間の申告の際に活用できる様式例等を作成した。パンフレットの周知や、中小企業や労働者を対象としたセミナーの開催を通じて、企業も労働者も安心して副業・兼業を行うことができる環境整備に取り組んでいる。 ・労働者災害補償保険法の改正法が2020年9月1日に施行されたことを踏まえ、都道府県労働局に対して改正内容に基づいた適切な処理を行うよう指示するとともに、パンフレットを活用した周知を行った。	厚生労働大臣
フリーランスの環境整備	（実効性のあるガイドラインの策定） ・独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する	・「フリーランスとして安心して働ける環境	内閣総理大臣（経済再生

	法律（昭和 22 年法律第 54 号））、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で年内を目途に案を作成し、意見公募手続を開始する。 （立法的対応の検討） - 取引条件を明記した書面の交付は下請代金支払遅延等防止法上で義務付けられているものの、資本金 1,000 万円以下の企業からの発注などフリーランスの保護を図る上で必要な課題について、下請代金支払遅延等防止法の改正を含め立法的対応の検討を行う。 （執行の強化） - 発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、中小企業庁の取引調査員（下請Gメン）や公正取引委員会の職員の増員の検討を行うなど、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に基づく執行を強化する。 また、ガイドラインの内容を下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）に基づ	を整備するためのガイドライン」については、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で 2020 年 12 月に意見公募手続を開始し、2021 年 3 月に策定した。 - 立法的対応については、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の策定等関連施策の内容等を踏まえつつ、関係省庁において検討を進めているところ。 - 独占禁止法の執行については、これまでの芸能分野やスポーツ分野での注意等により蓄積された知見を踏まえ、フリーランス分野における審査能力の向上に努め、引き続き、違反被疑行為に対する的確な対処に努めていく。また、下請代金支払遅延等防止	担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、厚生労働大臣、経済産業大臣 内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、厚生労働大臣、経済産業大臣 内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、厚生労働大臣、経済産業大臣
--	--	--	--

	く振興基準にも反映の上、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。	法の執行については、地方事務所の体制を整備するとともに、定期書面調査を活用し、フリーランスに係る下請法違反行為の積極的な情報収集を行い、違反被疑行為に対する的確な対処に努めていく。 ・発注事業者とフリーランスを含めた下請事業者との取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、120名の下請Gメンや下請かけこみ寺等の体制を整備した。さらに、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の策定を踏まえ、その内容を下請中小企業振興法に基づく振興基準に反映した。これを踏まえ、業所管省庁による業種別の下請ガイドラインの改定を進めるとともに、これに基づく執行を強化する。	
	(労働者災害補償保険等の更なる活用) ・フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等	・労働者災害補償保険の特別加入制度の対象拡大等について労働政策審議会における	内閣総理大臣(経済再生担当大臣、公正取引委員

	について検討する。また、フリーランスとして働く人も加入できる共済制度（小規模企業共済等）の更なる活用促進を図る。あわせて、フリーランスとして働く人のリモートワーク環境の整備を支援する。	議論を踏まえ、芸能従事者等について特別加入の対象とする省令改正を行った（2021年4月1日施行）。 ・小規模企業共済への加入促進を図るため、パンフレットの作成、関係機関への周知等の広報普及を実施した。 ・「中小企業生産性革命推進事業」の特別枠において、テレワーク環境の整備を含むフリーランスとして働く人の生産性向上に資する取組を支援した。	会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、厚生労働大臣、経済産業大臣
社会人の創造性育成（リカレント教育）	・個人の内面や顧客ニーズに基づき創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムを開発し、実践する大学等の拠点を早急に構築するため、集中的かつ中長期にわたる支援を行う。	・2021年度より新規事業として、「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」及び「大企業等人材による新規事業創造促進事業」を実施し、価値創造人材育成プログラムの開発を行うこととしている。	文部科学大臣、経済産業大臣
初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成	・全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するとともに、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業などの緊急時においても、不安なく学習が継続できるよう、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、ハード・ソフト・人材一体となった新しい時代の学	・2021年度から5年間かけて、小学校（義務教育学校前期課程を含む。）の学級編制の標準を40人から35人に段階的に引き下げるため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)の改正	総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣

	びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。	案を第 204 回国会に提出し、2021 年 3 月 31 日に成立した（2021 年 4 月 1 日施行）。 ・「GIGA スクール構想」に基づき、義務教育段階の児童生徒一人一台の端末や学校における高速大容量の通信ネットワークの整備など、学校の ICT 環境整備を推進した。 ・EdTech 導入補助金により、一人でも多くの児童・生徒が EdTech ソフトウェア・サービスに触れる機会を創出するとともに、課題解決力・創造性を育む STEAM（文理融合型・探究型）オンライン学習教材等を開発し、教育現場への普及を図る。 ・新しい時代の学びに対応した施設環境の整備について、2021 年度当初予算に先導的モデル開発や公立学校施設整備への支援のための関連予算を盛り込むとともに、新たに有識者会議を設置し検討に着手した。	
大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成	・数理・データサイエンス・AI のリテラシーレベルのモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開するとともに、文	・数理・データサイエンス・AI 教育の拠点コンソーシアムにおいて、リテラシーレベルのモデルカリキュラム	文部科学大臣、経済産業大臣

	理を問わず自らの専門分野への数理・データサイエンス・AIを応用する基礎力を習得させるため、応用基礎レベルのモデルカリキュラムを2020年度中に開発する。	を踏まえた教材等を作成し、全国展開するとともに、応用基礎レベルのモデルカリキュラムを 2020 年度中に開発した。	
--	--	---	--

2. 決済インフラの見直し及びキャッシュレスの環境整備

①KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年 6 月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度とすることを目指す。【25】

⇒2020 年：29.7%

※分子は 2020 年のクレジットカード、デビットカード、電子マネー及び QR コードによる決済額の合計。分母は 2020 年の民間最終消費支出（名目値、2 次速報値）。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
決済インフラの見直し	振込手数料の背景にあるコストの相当部分を占め、40 年以上不変である銀行間手数料につき、その見直しを図る。	これまで個別銀行間の協議で定められていた銀行間手数料に替えて、全銀ネットが定める仕組みとして「内国為替制度運営費」（原則 1 件当たり 62 円）を創設した。2021 年 10 月より内国為替制度運営費の適用開始を予定。今後、各金融機関が設定する振込手数料の動向をフォローアップする予定。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））
	多頻度小口で送金する利用者の利便性向上の観点から、振込金額の多寡にかかわらず振込 1 件ごとに手数料が発生する料金体系について、利用頻度にかかわらず定額で手数料を支払う仕組みも設けるなど、料金体系の多様化を促す。	銀行界との意見交換の場で、利用者の利便性向上の観点から、料金体系の多様化を促した。今後、各金融機関が設定する振込手数料の動向をフォローアップする予定。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））
	また、多頻度小口決済を想定	「次世代資金決済シス	内閣総理大

	した低コストの新しい資金決済システムの構築を検討する。 ・現在、ノンバンク決済サービス事業者（ノンバンク）は全銀システムに参加することができず、利用者・加盟店との出入金のために銀行を中継する必要が生じている。このため、ノンバンクが自社の努力で送金コストを低減することが可能となるよう、優良なノンバンクの参加を認めるべく、参加資格等について検討する。	テムに関する検討タスクフォース」（事務局：一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット））において検討を行い、2021 年 1 月に報告書を取りまとめた。同報告書で、都市銀行等 5 行を中心に進められている小口決済インフラ構想を短期的な現実解として位置付け、2022 年度早期の稼働を目指すとともに、中長期的な観点から継続的に検討を進めるとの方向性が示された。こうした方向性を具体化するため、関係者による検討を継続予定。 ・「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」（事務局：全銀ネット）において検討を行い、2021 年 1 月に報告書を取りまとめた。同報告書で、全銀システムへの参加資格について、2022 年度中を目途に、資金移動業者にも拡大することが望ましいとの方向性が示された。こうした方向性を具体化するため、関係者による検討を継	臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））
--	--	---	---

	・日本発のQRコード決済につき、決済サービスが乱立する中、アジア各国との間で規格の相互乗り入れを可能とすることで、統一QRコード（JPQR）の海外展開を図る。また、我が国のタッチ式決済は独自規格のものとなっているが、インバウンド需要に対応する観点からも、欧米・我が国の双方の規格に対応できるよう、国ごとに異なる複数の規格に対応した端末の普及を推進する。 ・災害時には、電力供給や通信環境が途絶するため、災害時にも消費者や店舗がキャッシュレス決済を利用できる環境整備を図る。 ・自治体への公共料金の支払のキャッシュレス化については、自治体側からはどのような手順で進めたら良いか分からないとの指摘があることから、2020年4月に策定した自治体の「キャッシュレス決済導入手順書」の活用を促進し、自治体のキャッシュレス	者を対象とし、申込・付与は2021年9月末までの予定としている。 ・JPQRの海外展開に向けて、アジア各国との協議を開始した。 ・地域で一体的にキャッシュレス決済を導入する団体に対して、複数の規格に対応した端末も含め、端末の導入費用を支援することで、普及を推進している。 ・災害時にも安全・安心にキャッシュレス決済を利用できるよう、クレジットカード決済及びコード決済について災害時における特別な決済方法の実務処理や不正対策等を検証し、決済事業者や店舗の業務運用の整備を行った。 ・自治体・公共施設のキャッシュレス化については「キャッシュレス決済導入手順書」に基づき、取組を後押しするとともに、モニター自治体をはじめとする自治体の取組事例から生じたノウハ	総務大臣、経済産業大臣 経済産業大臣 経済産業大臣
--	---	--	--

	化を後押しする。	ウや課題を取りまとめながら、同手順書を改定し、充実を図った。	
--	----------	--------------------------------	--

3. デジタル市場への対応

①KPI の主な進捗状況

《KPI》企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2025 年度までに 50 社創出【27】

⇒28 社（2021 年 3 月末時点）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
デジタル市場のルール整備	- 取引関係の透明化に対応しつつ、イノベーションを阻害しない形で、デジタル・プラットフォーム取引透明化法（特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和 2 年法律第 38 号））が成立した。本法律の施行を通じ、大規模なオンラインモール・アプリストアを対象に、デジタル・プラットフォーム事業者と利用事業者の取引関係の透明化を図る。 - 個人情報の取扱いに対する意識の高まり、保護と利用のバランスの必要性、内外事業者のイコールフッティングの確	- デジタル市場競争会議ワーキンググループにおける議論も踏まえ、経済産業省は、デジタル・プラットフォーム取引透明化法の政令・省令・指針を整備し、2021 年 2 月 1 日に同法及び政令・省令・指針を施行した。2021 年度から、大規模なオンラインモール・アプリストアの運営事業者を規制対象事業者として指定し、同法の運用を開始する。また、同法の執行体制整備の一環として、2021 年度においては、利用事業者向けの相談窓口の設置や専門人材の雇用、市場動向把握のための調査を実施する予定。 - 改正法の円滑な施行に向けて、認定個人情報保護団体や業界団体、法曹関係者、研究者、	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣 内閣総理大臣（個人情報保護委員会に関する事

	保等の観点から、個人情報保護法の改正法（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号））が成立した。改正法の円滑な施行（公布から2年以内）に向けて、企業内のデータ活用を促進するために個人情報と匿名加工情報の中間的な規律として創設された仮名加工情報制度の詳細なルール（加工のレベル）を策定するとともに、保有個人データの利用停止・消去を請求できる場合を明確化し、それらの利用の普及を図っていく。 ・デジタル広告市場の健全な発展を図るためには、取引内容の公正性の確保や透明性の向上により、一般消費者を含めた、市場関係者の「選択の可能性」を確保することが必要である。利用者視点に立ち返り、信頼される公正なデータ管理をプラットフォーム事業者に求める必要がある。 その際、変化が速い市場であることに鑑み、イノベーションを過度に阻害せず、イノベーションによる課題解決を	消費者団体等に対する説明会等を実施し、改正法の内容について情報提供を行いつつ、関係者からの意見聴取を行った。こうした機会に得られた知見を基に、政令及び仮名加工情報の加工基準を含む規則を制定し2021年3月24日に公布した。また、ガイドライン等の策定についても、個人情報保護委員会において、保有個人データの利用停止・消去の考え方の議論を行うなど、検討を進めているところ。引き続き、ガイドライン等の策定を進めるとともに、説明会等による利用の普及を図っていく。 ・2019年10月、デジタル広告市場について競争評価を開始し、2020年6月、デジタル市場競争会議において、デジタル広告市場における課題と対応の方向性を整理した中間報告を公表した。その後、関係事業者から意見を聴きつつ、デジタル・プラットフォーム取引透明化法の対象追加の是非を含	務を担当する内閣府特命担当大臣) 内閣総理大臣(経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、個人情報保護委員
--	---	--	--

	促す枠組みとすること、横断的な視点(競争政策的な視点とプライバシー保護の視点)を踏まえた対応が必要である。 プラットフォーム事業者に対し、デジタル・プラットフォーム取引透明化法の対象追加の是非を含めて検討し、ルール整備を進めていく。	めて、諸課題への対応策の詳細をデジタル市場競争会議ワーキンググループで検討しており、2021年冬目でデジタル市場競争会議において最終報告を取りまとめる予定。	会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)、総務大臣、経済産業大臣
デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化	(モビリティ分野) ・自動車の完成検査の全工程について、従来の完成検査員による完成検査と比較して、AI等を活用した検査のレベルが同等以上であることを確認できれば、完成検査員を前提とした規制を見直す。あわせて、国が自動車メーカーに対して行っている型式指定監査について、検査データを遠隔から常時確認・分析するシステムを構築することができれば、制度を見直す。 (フィンテック／金融分野) ・プロ投資家対応として、顧客の取引履歴データ等の分析を	・2020年度に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の公募により国内自動車メーカー等がAI等を活用した完成検査及び型式指定監査の精緻化・合理化に係る実証事業を実施した。その結果を踏まえ、制度上必要な要件を精査した上で、2021年内に制度改正を行う。あわせて、型式指定監査について、2020年度の結果を踏まえ、2021年度には検査データのセキュリティ確保等の観点から更なる検討を行い、遠隔からの監査を可能とするシステムを構築することができれば、制度を見直す。 ・プロ投資家対応について、実証事業の結果、	国土交通大臣 内閣総理大臣(内閣府特

	進め、投資家としての能力と関連性のある項目を特定できれば、プロ投資家規制について、当該項目を踏まえた規制へと見直す。 また、金融商品販売における高齢顧客対応として、高齢者の取引履歴データ等の分析を進め、投資家としての能力と関連性のある項目を特定できれば、高齢顧客対応についても、当該項目を踏まえた規制へと見直す。 さらに、マネー・ロンダリング対策として、各金融機関が人手を介して取り組んでいるマネー・ロンダリングに係る顧客リスク評価等の業務について、AIを活用して取り組むことで効率化できないか検討する。その結果を踏まえ、AIの活用を前提とした規制へと見直す。	投資家としての能力と関連性のある項目が特定された。これを踏まえ、プロ投資家の要件の弾力化に向けて2021年度中に制度改正を行う。 - 金融商品販売における高齢顧客対応について、実証事業の結果、投資家としての能力と関連性のある項目が特定された。これを踏まえ、投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向けた制度改正について2021年度中に結論を得る。 - 現状、各金融機関が個別に取り組む、マネー・ロンダリングに関する疑わしい取引の検知や制裁対象者の照合といった業務を効率化していくため、各社が共同で取り組む業務プロセスの構築やAIを活用したシステムの開発に向け実証事業を実施した。今後、実証事業の提言を踏まえ、共同化プラットフォームにおいて、取引情報の活用及び共有を円滑に行えるよう、共同化プラットフォームの運営・ガ	命担当大臣 (金融)
--	---	--	-----------------------

	(建築分野) ・ 建築基準法（昭和 25 年法律 第 201 号）に基づく建築物の外壁の調査について、一級建築士等によるテストハンマーを使って打診する方法と比較して、赤外線装置を搭載したドローンを用いて、同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認できれば、規制をドローン活用でも代替可能とするよう見直す。 - また、建築基準法に基づくエレベーターのロープの劣化状況の検査について、一級建築士等による（1 年に 1 回の）目視等で劣化状況を確認する方法と比較して、常設の検査用センサーを用いて、同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認できれば、規制をセンサー活用でも代替可能とするよう見直す。	バランスや規制・監督上の位置付けの明確化を図る。 ・ 外壁調査を行う赤外線装置を搭載したドローンについては、2020 年度に実施した実証事業において開発・精度の検証等が進められた結果、精度の向上が認められた。2021 年度は引き続き残された課題について検証を行い、一級建築士等によるテストハンマーを使った打診調査と同等以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認の上、告示改正を行い、2022 年度以降、建築物の定期検査における外壁調査で使用可能と位置付ける。エレベーターのロープにおける検査用センサーについては、2020 年度に実施した実証事業において開発・精度の検証等が進められたが、現時点では一級建築士等による目視の検査と同等の精度が確認されていない。今後、目視の検査と同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性	国土交通大臣
--	--	--	--------

		能を確認できれば、規制をセンサー活用でも代替可能とするよう見直す。	
5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進	（5Gの早期全国展開） ・今般成立した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）に基づき、①全国キャリアの高度な送受信装置等の前倒し整備や、②地域の企業等が構築する5Gインフラ（ローカル5G）の送受信装置等の設備投資について、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、税制措置を通じて促進する。これにより、国際連携の下での信頼できるベンダーの育成と海外展開を図りつつ、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を行う。	・安全性・信頼性の確保等を図るための指針を含む、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及びその下位法令が施行された。これに基づき、開発供給計画及び導入計画を認定し、①全国キャリアの高度な送受信装置等の前倒し整備や、②ローカル5Gの送受信装置等の設備投資に向けた動きが進展している。引き続き、本制度に基づいて、ベンダーの育成・海外展開を図りつつ、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を進めていく。 また、ローカル5Gを含む日本の5Gモデルを重点分野の一つとし、より一層の海外展開の推進を実施するため、2020年4月に策定した「総務省海外展開行動計画2020」を踏まえて、各国において日本5Gモデルに関する	総務大臣、経済産業大臣

	(ポスト 5G の推進) 産業機械や自動車といった我が国基幹産業の競争力の核となり得る、ポスト 5G に対応した情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術を開発する。加えて、ポスト 5G で必要となる先端半導体を将来的に国内で製造できる技術を確保するため、製造技術の開発に取り組む。	実証事業を実施予定。 2019 年度補正予算及び 2020 年度第 3 次補正予算により、ポスト 5G に対応した情報通信システム及び当該システムで用いられる半導体等の関連技術の開発を実施。 引き続き、ポスト 5G 情報通信システムに関する技術開発を進めるとともに、先端半導体の製造技術の開発にも取り組む予定。	総務大臣、経済産業大臣
	(いわゆる 6G (ビヨンド 5G) の推進) オール光ネットワーク、低消費電力半導体、量子暗号など、先端技術の研究開発を加速する。 また、研究開発初期段階からの国際共同研究を推進し、我が国企業が有する技術の国際標準への反映を進める。このため、グローバルな官民連携の体制を整備する。	2020 年度第 3 次補正予算により措置された、ビヨンド 5G 研究開発のための基金及び共用研究施設・設備整備を通じ、ビヨンド 5G 実現に向けた研究開発を行っていく。 2020 年 12 月に設立した「Beyond 5G 新経営戦略センター」を核として、産学官の主要プレイヤーを結集し、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進していくとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができるよう、信頼でき、かつ、	総務大臣

		シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施していくこととしている。	
--	--	---	--

4. オープン・イノベーションの推進

①KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を 3 倍増にすることを旨とする【37】

⇒1,487 億円（2019 年度実績）

《KPI》企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2025 年度までに 50 社創出【27】＜再掲＞

⇒28 社（2021 年 3 月末時点）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
スタートアップ企業への投資	（オープンイノベーション促進税制） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、スタートアップ企業への投資が弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への新たな資金の供給を促進し、成長につなげていく。	コロナ禍の影響によりオープン・イノベーションに向けた取組の停滞が懸念される中においても、2021 年 3 月末時点でオープンイノベーション促進税制の適用に係る経済産業大臣の証明件数は 18 件となっており、一定の成果が得られたところ、同制度の更なる活用に向け、2021 年度も引き続き広報等に取り組む。	経済産業大臣
	（アジア DX プロジェクトの推進） 経済産業省はじめ関係省庁の連携の下、最初のパイオニア的企業数社をピックアップし、「同僚・同士効果（Peer Effect）」を起こすリーディングモデルを創出する。	2019 年度補正予算に基づき、東南アジアやインドを対象にアジア DX プロジェクトの実証支援を開始し、合計 33 件の案件を採択し	経済産業大臣

		た。 ・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）第五期中期目標においてアジア DX 関連の新規目標を設定するとともに、リーディングモデルを創出するパイオニア企業と共同でアジア DX のオンラインセミナーを実施した。	
大企業とスタートアップ企業の契約の適正化	・スタートアップ企業に対して更なる実態調査を行った上で、各契約における問題事例とその具体的改善の方向や、独占禁止法の考え方を整理したガイドラインについて、公正取引委員会と経済産業省連名で 2020 年内を目途に案を作成し、意見公募手続を開始する。	・公正取引委員会は 2020 年 11 月 27 日に「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」（最終報告）を公表した。 ・2020 年 12 月 23 日から 2021 年 1 月 25 日まで実施した「スタートアップとの事業連携に関する指針（案）」に係る意見募集の結果を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省は、2021 年 3 月 29 日、「スタートアップとの事業連携に関する指針」を策定した。	内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、経済産業大臣
スピンオフを含む事業再編の促進	・スピンオフを含む事業再編を促進するための実務指針を策定し、企業に対応を促すとともに、事業再編等の円滑化を図る立法措置を検討する。	・2020 年 7 月に経済産業省において、「事業再編実務指針～事業ポートフォリオと組織の変革に向けて～」を策定・公表し、企業に対応を促した。また、事業再編の円滑化の	経済産業大臣

		ための措置等を盛り込んだ産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を第204回国会に提出した。	
--	--	---	--

5. モビリティ

①KPI の主な進捗状況

《KPI》2030 年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及【55】

⇒国内販売新車の装着率：87.7%（2019 年）

国内車両の装着率：24.5%（2019 年）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
高齢運転者による交通事故対策に向けた Society5.0 時代の技術革新の活用	・ 65 歳以上の高齢者を対象として、対歩行者の衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を装備する安全運転サポート車（サポカー）について、装置の認定を行った上で、その購入等を支援するサポカー補助金を 2020 年 3 月から開始した。2020 年度末までに 100 万台のサポカー導入を目指して支援を行う。 ・ 運転者自身の申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの条件付免許（サポカー限定免許）を付与する制度について、2022 年目途に開始する。	・ 新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛等の影響により車両購入機会が減少する中、新車約 78.2 万件、中古車約 6.5 万件、後付けペダル約 3.1 万件的の交付を行ったところ（2021 年 3 月 25 日時点）。引き続き、政策目的を達成する観点から、予算を 2021 年度に繰り越し、事業を継続する。 ・ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等の先進安全技術が搭載された安全運転サポート車の交通事故抑止効果についての分析を進めるとともに、サポカー限定免許の対象車両に必要な安全運転支援機能の範囲や要件及び適合性確認の在り方に	経済産業大臣、国土交通大臣 内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）

		ついて、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の性能認定制度の内容及び運用状況等を踏まえつつ、関係省庁・団体と連携して検討を行っている（2022 年 6 月までに制度開始予定）。	
一般旅客自動車運送事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設	・一般旅客自動車運送事業者が委託を受ける等により実施主体に参画し、運行管理を含む運行業務を担う事業者協力型自家用有償旅客運送制度を創設する地域公共交通活性化再生法の改正法（持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 36 号））が成立したところであり、2020 年中に運用を開始する。	・改正法の施行（2020 年 11 月 27 日）とともに事業者協力型自家用有償旅客運送制度の運用を開始した。	国土交通大臣
低速・小型の自動配送ロボットの社会実装	・我が国においても、社会的受容性を確認するとともに、収集したデータを踏まえて、継続的なサービス提供が可能となるよう、「遠隔監視・操作」型の公道走行実証を年内で可能な限り早期に実現する。 その結果を踏まえ、低速・小型の自動配送ロボットの社会実装に向けて、早期に制度設計の基本方針を決定する。	・2020 年末までに、4 件の遠隔監視・操作型の公道走行実証を実施し、その結果を踏まえて、内閣官房及び関係省庁において、制度設計の基本方針の検討を進めた。今後、制度の基本方針を決定し、2021 年度のできるだけ早期に、関連法案の提出を行う。	内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣

6. 個別分野の取組

①KPI の主な進捗状況

《KPI》企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出【27】＜再掲＞

⇒28社（2021年3月末時点）

《KPI》我が国の宇宙利用産業も含めた宇宙産業の規模（約1.2兆円）を、2030年代早期に倍増する【75】

⇒2019年：1.1兆円

《KPI》2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践【96】

⇒2020年：36.4%

《KPI》2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を2015年実績から倍増させる（2015年：2,500億円）【98】

⇒2019年：3,403億円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
エネルギー・環境	電力ネットワークについては、電気事業法の改正法（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号））の成立により、電力広域機関が全国的な送電網整備のマスタープランを策定し、将来の電源ポテンシャルを踏まえて整備することに併せて、送電網の整備費用の一部を電力料金に上乗せすることを認めることで、電力ネットワークの強靱化を図っていく。あわせて、同法により、経済産業大臣が「レベニューキャップ（収入上限）」を承認することを条件に、その枠内であれ	マスタープランの検討においては、国がしっかりと関与する形で、再エネの導入ポテンシャルを踏まえた新たな系統の整備を計画的に進めていく。2022年4月に施行する改正電気事業法において、新たな系統の整備に際しては、その具体的な計画を電力広域機関より国に届出させた上で、不適切と認められる場合には国が変更命令できるようにすることで、国の関与がこれまで以上に強化された。加	経済産業大臣

	ば、送配電事業者が託送料金を柔軟に変更することができる制度ができたことを通じて、送配電網の増強や鉄塔の計画的な更新など必要な送配電投資を着実に実施するとともに、コスト効率化にも取り組むよう促す。 ・電源については、分散型電源を束ねて供給力として提供する事業者（アグリゲーター）が法律上位置付けられたことを契機に、分散型電源の更なる普及拡大、真の地産地消型エネルギーシステムの推進を図る。	えて、地域間連系線等の増強費用については、原則全国で支える仕組みとなる。 また、送配電設備への必要な投資を適切に実施しつつ、国民負担を抑制する、レベニューキャップ制度についても、2023 年 4 月に施行する予定の改正電気事業法において措置されており、施行に向けて詳細な制度設計を行っている。 ・アグリゲーター制度については、2022 年 4 月 1 日の施行に向け、総合資源エネルギー調査会の持続可能な電力システム構築小委員会において、安定供給や経済性、電気の使用者の利益保護等の観点を考慮しながら、事業参入の円滑化に向けた環境整備等の制度設計を行っているところ。 また、足元では、2021 年度向け調整力公募（電源Ⅰ'）において、ダイヤモンドリスpons が 175.9 万 kW 落札されるなど、分散型電源の活用が進んでいる。 また、地域マイクログリッドの構築に向け	経済産業大臣
--	---	---	---------------

	・再生可能エネルギーについては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正法（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律）の成立により、固定価格買取制度（FIT 制度）に加え、新たに市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（FIP 制度、Feed in Premium）が創設された。両制度の運用を通じて、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。	た支援等を実施してきた。 ・再生可能エネルギーについては、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進め、主力電源化していくことが政府の基本方針である。 そのためには、再生可能エネルギーの電力市場への統合を図っていくことが重要。第 201 回通常国会で 2020 年 6 月に成立した強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に含まれる再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正法に基づき、2022 年 4 月から、FIT 制度に加え、市場連動型の FIP (Feed in Premium) 制度が導入されることになる。 FIP 制度の開始に向けて、2020 年 8 月から、総合資源エネルギー調査会において、詳細設計の議論が進められ、2021 年 2 月に取りまとめられた。また、2020 年 9 月から、調達価格等算定委員会において、再生可能エネルギーの電源種ごとの最	経 済 産 業 大 臣
--	---	---	--------------------

		新動向や事業環境、再生可能エネルギー業界団体からのヒアリングを踏まえながら、2022年度にFIP制度・FIT制度の対象となる電源・規模等について審議が行われ、2021年1月に同委員会の意見が取りまとめられた。また、コスト低減に向けて、国際水準を目指した中長期価格目標を設定し、その目標に向けたトップランナー方式等による調達価格の設定、競争を通じてコスト低減を図る入札制度の活用を行っており、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すよう、取り組んでいる。	
	原子力については、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。さらに、人材・技術・産業基盤の強化に着手し、安全性等に優れた炉の追求など将来に向けた研究開発も推進する。	- これまでに9基の原発が再稼働済み。2020年11月には女川原子力発電所2号機の再稼働について理解表明がなされた。引き続き安全最優先で再稼働を進めていく。 2020年度当初予算において、軽水炉の安全性向上の技術開発や、高速炉をはじめ、高温ガス炉や小型モジュール炉といった革新的原子力技術の支援を	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（原子力防災））、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣

		行っている。また、原子力産業全体の強化のため、安全性や信頼性に優れた原子力関連機器の開発支援、研修による人材の育成支援を行っている。	
海洋	・経済安全保障や海洋関連産業の成長産業化の観点から、海洋状況把握の能力強化（海洋情報の収集能力及び集約・共有体制の強化）を図る。具体的には、航路設定の最適化や漁場の探索精度等の向上に向けて、海水温、海流、船舶通航量等の海のデータの活用・官民での共有を図る。 ・北極域研究船に関する取組の推進等を図る。	・海洋状況把握の能力強化の一環として、海洋状況表示システム（海しる）のリアルタイム情報等の充実を図るとともに、海のデータの利用者からデータの要望を受け付ける機能を設置した。 ・海洋の関係者間での海のデータの共有・活用を推進するため、2021年3月に官民関係者が参加するフォーラムを開催し、「海しる」のAPIの規格等について周知・普及を行った。 ・2021年度当初予算において、北極域研究船の建造着手に係る経費4.5億円を計上した（建造費総額335億円、建造期間5年程度）。 ・アイスランドとの共催により、2021年5月に、アジアで初となる北極科学大臣会合を我が国で開催する。「持続可能な北極の	内閣総理大臣（内閣官房長官、情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（海洋政策））、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（海洋政策））、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

	・海洋資源開発を進める。	ための知識」をテーマに議論を行い、共同声明を採択する予定。 ・「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」（平成31年2月15日経済産業省）に基づき、海洋資源開発を進めている。 ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「革新的深海資源調査技術」では、水深2,000m以深の深海資源の調査及び回収・生産を可能とする技術開発を行っており、2021年度当初予算において、29.4億円を計上した。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（海洋政策）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
宇宙	（米国が推進する国際宇宙探査計画（アルテミス計画）への貢献） ・米国は、再び月面に宇宙飛行士を送り、持続的な月面探査を目指す国際宇宙探査を提案し、2019年10月に我が国も参画を決定した。我が国が強みを有する環境制御・生命維持技術などの有人滞在技術や物資補給等で貢献していく。あわせて、日本人宇宙飛行士の活躍機会の確保や将来的な月面での資源開発等を目指して、持続的な探査活動に必要な基盤技術開発（重力天体着陸・移動探査技術、水探査技術等）を進める。	・月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含む国際宇宙探査（アルテミス計画）において、4点（ゲートウェイ居住棟への機器提供、物資・燃料補給、月面データの共有、月面移動手段の開発）を協力項目として、我が国の強みを活かした分野で戦略的に参画することについて、2020年7月、文部科学省と米航空宇宙局	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、文部科学大臣

		(NASA) との間で署名を行い、その着実な実施に向けた予算を 2020 年度第 3 次補正予算及び 2021 年度当初予算に盛り込んだ。 また、2020 年 12 月、米国との間でゲートウェイのための協力に関する国際約束である了解覚書を締結し、ゲートウェイへの日本人宇宙飛行士の搭乗機会を含む協力内容を取り決めた。 ・将来的な月面での資源開発等を視野に、アルテミス計画を含む広範な宇宙空間の民生探査及び利用の諸原則について、関係各国の共通認識を示すアルテミス合意に、2020 年 10 月、米国を含む 7 か国とともに最初の署名国として署名した。また、月面の持続的な探査活動に必要な基盤技術開発や様々な分野の民間技術の発展・活用に向けた予算を 2020 年度第 3 次補正予算及び 2021 年度当初予算に盛り込んだ。	
	(衛星データの利用拡大の促進) ・自動運転や災害対応でも衛星	・ 2020 年 12 月に衛星リ	内閣総理大

	データの利用拡大が見込まれる中、公共性の高い政府衛星データについて、民間事業者等が行う衛星データ販売事業を阻害しないよう留意しつつ、加工や解析が容易な形式でデータを無償提供することで衛星データの利用拡大を図る。 ・また、統合型G空間防災・減災システムの構築をはじめ、地理空間情報高度活用社会（G空間）プロジェクトを着実に推進する。 (新たな宇宙ビジネスの制度環	モートセンシングデータ利用タスクフォース（座長：内閣府特命担当大臣（宇宙政策）、構成員：宇宙関係府省副大臣）を新たに創設し第1回大臣会合を開催した。今後3年程度を加速期間と位置付け、実証事業を含め、衛星データの利用を集中的に検討するなど、政府衛星も含めた衛星データの利用拡大に向け、実効性のある取組を検討・実施していく。 ・地理空間情報活用推進会議（議長：内閣官房副長官、構成員：関係府省局長級）において、地理空間情報の活用推進に関する行動計画である「G空間行動プラン2020」を2020年6月にとりまとめ、G空間プロジェクトの進捗状況をフォローアップするとともに、統合型G空間防災・減災システムの構築に向けた取組方針等を盛り込んだ。同プランに基づき政府一体となって「G空間社会」の実現に向けた取組を実施した。	臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣 内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
--	---	---	--

	境整備) ・宇宙旅行や小型衛星の空中発射等への活用が期待されるサブオービタル飛行について、2020 年代前半に事業化を目指す民間企業の動向を踏まえ、新たな宇宙ビジネスを展開するための制度環境整備を進める。	・「サブオービタル飛行に関する官民協議会」を 2020 年 7 月に開催し、国内ベンチャー企業による無人実験機の実証飛行における安全確認の役割分担を整理した。 ・我が国のサブオービタル飛行に関する制度環境整備の検討のため、米国及び英国におけるサブオービタル飛行に関する法制、実施体制及び具体的な安全基準等についての調査を実施した。 ・2020 年代前半に小型衛星の空中発射事業の開始を目指す民間企業の動向を踏まえ、関係府省の連携の下、サブオービタル飛行も含めた関連する制度の在り方の検討を開始した。	内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(宇宙政策))、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現	・2022 年度までに、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、研究開発、実証・普及及び環境整備の取組を一体的に進める。	・中山間地向けの自動走行農機等のプロトタイプや遠隔監視によるトラクターの自動走行システムの技術開発・技術の現場実演を行った。 ・ローカル 5G やシェアリング等の新サービス等を含めた全国 148 地区での実証及び水	農林水産大臣

	・ 農業者の減少・高齢化が進む中、農業の成長産業化を支援するため、収穫作業を行うロボットや農薬散布を行うドローンなど先端技術等を活用した農業支援サービスの育成・普及を図る環境が 2021 年度までに整うよう、取組を一体的に進める。 ・ 人口減少下においても力強い農林水産業の構築に向け、農林水産業の生産性を向上させるスマート技術や新たな需要を創出するフードテック技術の開発や現場実装等の取組を一体的に促進するため、関連事業者の取組等を多角的に支援する新たな枠組みについて、2020 年度中に検討し、所要の措置を講ずる。	田作における実証 1 年目の成果を公表した。 ・ 「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」に即した農地整備等の環境整備を進めた。 ・ 農業支援サービスに係る事例調査を踏まえ、サービス事業者が農業者等のサービス利用者に発信すべき情報を「農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン」として整理・公表した。また、異分野の事業者が参画した「スマート農業新サービス創出」プラットフォームにおいて、優良事例や共通課題の共有を図る環境整備等の取組を実施した。 ・ 日本政策金融公庫の農工商連携の枠組みを活用した融資制度の拡充や農業支援サービスの新規事業立ち上げ当初のビジネス支援等、スタートアップ、中小企業など関連事業者に対して、事業段階ごとのニーズに応じた支援の枠組みを構築した。	農 林 水 産 大 臣 農 林 水 産 大 臣
--	--	---	---------------------------------------

	・ 2024 年度までに、スマート林業等の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、取組を一体的に進める。 ・ 2023 年度までに、スマート水産業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、取組を一体的に進める。	・ スマート農林水産業、農林水産業支援サービス事業、フードテック等の取組を展開する上で必要となる投資を促進するため、農業法人投資育成事業の対象となる法人の追加等を内容とする農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案を第 204 回国会に提出した。 ・ スマート林業等の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、林業の伐採・運搬、造林等の作業を遠隔・自動で行う機械等の開発、全国 12 か所での ICT 等を活用したスマート林業技術の実証等の取組を進めた。 ・ 漁業者等から効率的に水揚げデータ等を収集・活用する体制の整備を約 200 市場で着手するとともに、九州から山陰海域の 7 県において ICT 等を活用した操業の効率化のための実証に取り組んだ。 これらの取組を含め、生産から流通にわたる多様な場面で得られたデータの連携・共有・活用を可能とする	農 林 水 産 大 臣 農 林 水 産 大 臣
--	--	---	---------------------------------------

		水産業データ連携基盤 を構築・稼働した。	
--	--	-------------------------	--

7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上

①KPI の主な進捗状況

《KPI》中小企業の全要素生産性を今後5年間（2025年まで）で5%向上させる【142】

※2013年度から2018年度の5年間においては、全要素生産性は2.52%向上。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
中小企業・小規模事業者の生産性向上	・大企業と中小企業が共に成長できる関係の構築を目指し、個社が「振興基準」に規定する各項目（例：取引先の生産性向上への協力、取引対価への労務費上昇分の影響の考慮）を遵守するとともに、デジタル化をはじめ、自社の1次下請にとどまらず、2次下請以下も含むサプライチェーン全体の付加価値向上を図ることを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入した。各社の宣言状況を公表の上、一覧できる仕組みを導入し、多くの企業が宣言を作成するよう働きかける。 ・大企業と下請企業との個別取引の適正化を図るため、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係	・「パートナーシップ構築宣言」について、2020年7月に立ち上げたポータルサイトに宣言を登録した企業のリストを公表することで、各社の宣言状況を一覧できる仕組みを導入した。宣言企業に対して、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ビジネスモデル構築型）」等において加点措置を講ずるとともに、関係省庁による各業界への呼びかけを通じて、多くの企業が宣言を作成するよう働きかけた。これらにより、約1,000社（2021年3月末時点）が宣言した。 ・下請Gメンによる下請中小企業へのヒアリングを通じて取引実態を確認し、業所管省庁から所管業界や事	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内

	省庁が連携して取り組む。	業者への優良事例の共有、ヒアリングや指導等を行った。また、下請代金支払遅延等防止法に違反する事例については、公正取引委員会及び中小企業庁において同法に基づき、指導を行い、下請事業者に与える不利益が重大な事案等に対しては公正取引委員会から勧告を行うなど厳正かつ積極的に対処した。さらに、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を2021年3月に改正し、①知的財産の取扱い、②手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善、③フリーランスとの取引、④親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備について、更なる取引適正化の推進を図っている。	閣府特命担当大臣、国家公安委員会委員長)、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣
地域のインフラ維持	・独占禁止法の特例法（地域における一般乗合旅客自動車運送業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号））の施行に向けて政省令やガイドラインを	・2020年5月27日に成立した本特例法の円滑な施行を図るため、2020年11月27日に関係政省令を整備した。 ・地域銀行による合併等については、金融庁において、「中小・地域金融機関向けの総合的	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特

	制定するほか、法律の適用に関する特定地域基盤企業からの事前の相談に関係省庁が連携して応じることを通じ、関係者にとっての一層の予見可能性を確保する。特に地域銀行については、本特例法の期限である10年間で、早期かつ集中的に経営力を強化し、合併等を伴うものを含め、効率性・生産性及びサービスの質の向上を進めることを、強く促す。	な監督指針」を2020年11月27日に改正。公正取引委員会との協議、連携を十分に行い、合併等により一般消費者や基盤的サービスに係る利用者等に対して不当に不利益をもたらすことがないように留意することとしている。 また、乗合バス事業者等による共同経営に関する協定締結の認可に係る運用については、共同経営計画の作成や認可基準等に関するガイドラインである「独占禁止法特例法の共同経営計画等の作成の手引き」を2020年11月27日に公表したほか、関係省庁の連携の下、法律の適用に関する乗合バス事業者等からの事前の相談に応じながら、地方公共団体含め関係者にとっての予見可能性の確保に努めているところ。 なお、特に地域銀行については、本特例法の関係政省令等の整備に加え、規制緩和等の環境整備やモニタリング・対話等を通じて、地域金融機関に対し、持続可能なビジネスモ	命担当大臣 (金融)、国土交通大臣
--	---	---	------------------------------

	・AI やビッグデータ等を活用し、世界に先駆けて、未来の生活を先行実現する「まると未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の早期実現に向け、改正国家戦略特別区域法（国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和2年法律第34号））に基づき、速やかにスーパーシティの指定に係る公募を実施し、遅くとも2020年中に指定する。指定後、国家戦略特別区域会議が、遠隔医療・教育、自動走行など、複数分野にわたる先端的サービスや規制改革を含む基本構想の提案を速やかに行うとともに、各府省も事業の集中投資を進めるなど、同構想の早期実現に集中的に取り組む。これらを通じ、非対面や自動化等の新型コロナウイルス感染症対策を促進する。	デルの構築に向けた取組を促している。 ・「スーパーシティ」構想については、改正国家戦略特別区域法（2020年9月1日施行）に基づき、国家戦略特別区域基本方針を変更（令和2年10月30日閣議決定）し、スーパーシティの指定基準等を定め、2020年12月25日からスーパーシティの指定に係る公募を開始した。 公募締切後、2021年4月下旬から手続を開始し、専門調査会、国家戦略特別区域諮問会議の審議を経て、公平性・透明性を確保して、区域を選定する。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））
--	--	---	--------------------------------

三. KPI レビューの実施

「実行計画」により、144 の KPI が設定されているが、これらの各 KPI について、その進捗状況等を踏まえて、A、B、N の 3 種類に区分した。目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPI の目標達成に向けて進捗しているものを A、A ほど KPI が進捗していないものを B、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。）を N とした。今般の 144 の各 KPI の進捗状況については、A 区分 55、B 区分 64、N 区分 25 となっている（別添参照）。

(別添)

KPI の進捗状況について

実行計画に掲げられた KPI について、現時点において、下記の方法により、その進捗状況をまとめたものである。

- 「KPI」の欄は、実行計画に掲げられた KPI を記載。
- 「最新の数値」の欄は、KPI の最新の数値を、時期（カッコ書き）とともに記載。
- 「KPI の進捗」の欄は、以下の区分により整理。

A：目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPI の目標達成に向けて進捗しているもの

B：Aほど KPI が進捗していないもの

〔 N：今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。） 〕

- 「KPI の進捗の詳細」の欄は、「KPI の進捗」の評価の理由等を記載。
- 「目標達成に向けた課題分析」の欄は、2020 年度末時点の KPI の進捗が B 区分のものについて、目標達成に向けた課題分析を記載。
- 「KPI の出典」の欄は、KPI の数値の根拠となる統計名、調査名等を記載。
- 「主担当省庁」の欄は、施策群ごとに設定された KPI の実現に特に関わる省庁名等を記載。

施策群：新しい働き方の定着

整理 No.	KPI	最新の 数値	KPI の 進捗	KPI の進捗の詳細	目標達成に向けた 課題分析	KPI の出典	担当省庁
1	2022 年：転職入職率 9.0%	8.4% (2019 年)	B	転職入職率（パートタイムを除く一般労働者）は 8.0%～9.0%の間をほぼ横ばいで推移しており、2019 年は前年から 0.2%ポイント上昇し、8.4%となっている。	転職入職率の動向については、年齢が上がるにつれて転職時に賃金が上がりにくい傾向にあることや、一度も中高年齢者を採用していない企業においては、中高年齢転職希望者の採用意欲が低い傾向にあること等も要因と考えられている。 引き続き、中途採用・経験者採用等に関する環境整備を進めていく。	厚生労働省「雇用動向調査」	厚生労働省
2	2020 年：テレワーク導入企業を 2012 年度（11.5%）比で 3 倍	20.2%（2019 年）	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 7 年が経過。テレワーク導入企業の割合は、11.5%から 20.2%と上昇しているものの、施策の更なる推進が必要。	現時点での最新の数値では 11.5%から 20.2%に増加しているもののテレワークの更なる推進及び全国的な定着に向け、普及啓発及び導入支援を引き続き実施する。	総務省「通信利用動向調査」	総務省
3	大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする	約 47 万人 (2018 年度)	B	目標達成時期が 2022 年度で、目標達成期間が 7 年間であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。大学・専門学校等での社会人受講者数は約 46 万人 ¹ から約 47 万人と上昇しているものの、KPI 達成のために現時点で必要な値である約 69 万人を下回っている。	厚生労働省「令和元年度能力開発基本調査」によれば、自己啓発を行う上での問題点として、「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない（55.0%）」、「費用がかかりすぎる（30.9%）」、「どのようなコースが自分の目指すキャリアに適切か分からない	文部科学省「学校基本調査」、「短期大学教育の改善等の状況」、「大学における教育内容等の改革状況について」、文	文部科学省

¹ 未来投資戦略 2018 策定時点での数値は約 49 万人であったが、その後確定値を基に再計算した 2015 年の数値は約 46 万人。

				「人生 100 年時代構想会議」等での検討を踏まえ、社会人向けプログラムの新規開発・拡充等の具体的な施策の充実を図っているところであり、これらの効果が反映されるよう、更なる施策の推進が必要。	(25.5%)」、「自己啓発の結果が社内で評価されない(17.5%)」等が挙げられている。 引き続き、リカレント教育の目標設定ははじめ、より一層のリカレント教育の充実に向けて厚生労働省、経済産業省と連携して取り組んでいく。	部科学省調べ（私立高等学校等の実態調査）	
4	2022 年：専門実践教育訓練給付の対象講座数を 5,000 とする	4,102 講座 (2021 年 4 月時点)	B	目標達成時期が2022年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。2,417講座から4,102講座に増加しているが、KPI達成のために現時点で必要な値である4,483講座を下回っている。	毎年算出している KPI 目標達成に向けたその時点で必要な講座数については、いずれの年についても 9 割以上達成しており、関係省庁と連携して、教育訓練施設に対し、制度のより一層の周知・広報を行うことにより、引き続き、専門実践教育訓練給付の対象講座の充実に努める。	厚生労働省調べ	厚生労働省
5	2022 年：障害者の実雇用率:2.3%	2.15% (2020 年 6 月 1 日)	B	本 KPI については、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、2020 年に 2.0%との KPI としていたところ、2018 年 4 月からの法定雇用率の引上げに合わせて「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において「2022 年：障害者の実雇用率 2.3%」に改定した。それに伴い、2018 年以降の KPI 達成に必要な数値も改定した。 目標達成時期が 2022 年で、KPI 改定後の目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で障害者の実雇用率は 2.15%であ	法定常用労働者数が 1,000 人以上の企業における実雇用率は 2.36% (0.05 ポイント増) となっている一方、法定常用労働者数が 100 人～300 人未満の企業は 1.99% (0.02 ポイント増)、45.5 人～100 人未満の企業は 1.74% (0.03 ポイント増) と、中小企業の取組が遅れている。引き続き中小企業に対するより一層の雇入れ・定着支援を行う必要がある。	厚生労働省「障害者雇用状況報告」	厚生労働省

				り、KPI 達成のため 2020 年に必要な値である 2.17%を達成していない。			
6	2020 年度末：不本意非正規雇用労働者の割合 10%以下	11.5% (2020 年)	B	目標達成期間の 6 年で、不本意非正規雇用労働者の割合は 18.1%から 11.5%まで減少してきたが、KPI の達成には至っていない。	足下で不本意非正規雇用労働者の割合の減少幅が低下しており、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている可能性が考えられる。 正社員での就労を希望する方に対し、キャリアアップ助成金による正社員転換への支援に加え、足下の雇用情勢も踏まえた雇用対策を進め、それぞれの希望に応じた就業が実現するよう取組を進める。	総務省「労働力調査」	厚生労働省
7	2025 年：65 歳～69 歳の就業率：51.6%	49.6% (2020 年)	A	目標達成時期が 2025 年で、目標達成期間が 6 年であるところ、目標設定時の直近（2019 年）における 65～69 歳の就業率は 48.4%であり、1 年が経過した 2020 年において 49.6%まで上昇している。KPI 達成のため 2020 年時点で必要な値である 48.9%を達成している。	—	総務省「労働力調査」	厚生労働省
8	2020 年：上場企業役員に占める女性の割合 10%	6.2% (2020 年 7 月末)	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 3 年であるところ、3.7% (2017 年 7 月末時点) から 6.2%と上昇しているものの、目標には到達できなかった。 本 KPI は、「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）を踏まえ、2021 年度の成長戦略フォローアップ（以下	上場企業の女性役員数は 2015 年度から 2020 年度までの間に 2.2 倍に増加しているものの、女性役員は社外役員が多いなど、男性役員とはキャリアが異なる点が指摘されている。また、国際的にみても役員や管理職等の意思決定過程への女性の登用は十分でなく、企業が女性の育成・登用を着実に進め、	株式会社東洋経済新報社 「役員四季報」	内閣府（男女共同参画局）

				「成長戦略」という。)において必要な見直しを行う。	女性の採用から管理職・役員への登用というパイプラインを構築していくことが課題であると考えられる。 今後、女性役員の登用における好事例及び女性役員の登用が進んでいない要因の調査等を通じ、企業における女性役員登用・育成の課題の克服につながるよう努める。		
9	2020 年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合 15%	11.5% (2020 年)	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 2 年であるところ、目標には到達できなかった。 本 KPI は、「第 5 次男女共同参画基本計画」(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)を踏まえ、2021 年度の成長戦略において必要な見直しを行う。	国際的にみても管理職等の意思決定過程への女性の登用は十分でなく、企業が女性の育成・登用を着実に進め、女性の採用から管理職への登用というパイプラインを構築していくことが課題であると考えられる。 2019 年に改正した女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号))において、2022 年 4 月より女性活躍に関する行動計画策定・届出及び情報公表の義務の対象を、常時雇用労働者数が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大することとしており、引き続き円滑な施行に向けた支援等に取り組む。	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	厚生労働省
10	2025 年：25 歳～44 歳の女性就業率：82%	77.4% (2020 年)	N	2020 年度から新たに KPI として設定。 2020 年度の数値を基準としているため、2021 年度の数値が出た時点で本 KPI の進捗を評価する予定。	—	総務省「労働力調査」	厚生労働省

11	2025 年：第 1 子出産前後の女性の継続 就業率：70%	53.1% (2015 年)	N	2020 年度から新たに KPI として設定。2020 年実施予定であった最新の調査が実施され ておらず、次回（2021 年を予定）の数値が出 た時点で本 KPI の進捗を評価する予定。	—	国立社会保障・人 口問題研究所「出 生動向基本調査」	厚生労働省
12	2020 年度末までに 32 万人分の保育の 受け皿整備	200,812 人 (2018 ～ 2019 年度)	A	目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期 間が 3 年であるところ、「最新の数値」の時点 で 2 年が経過。2018～2019 年度で保育の受け 皿は 200,812 人分増加しており、2020 年度末 までには、約 31.2 万人となる見込みである。 KPI 達成のため、引き続き保育の受け皿整備 に取り組んでいる。	—	厚生労働省『『子育 て安心プラン』集計 結果』（2020 年 9 月 4 日）	厚生労働省
13	2023 年度末までに約 30 万人分の放課 後児童クラブの受け皿整備	11,701 人 (2019 ～ 2020 年)	B	目標達成時期が 2023 年度で、目標達成期 間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点 で約 1 年が経過。 2023 年度末までに 2018 年度末比約 30 万 人増（152 万人）の受け皿整備を目指してい る。 放課後児童クラブの登録児童数は、2019 年 から 2020 年までの 1 年間で 11,701 人増加し ているが、KPI 達成のために「最新の数値」 の時点で必要な値である 8.3 万人（「新・放課 後子ども総合プラン」で定める 2021 年度末 までの登録児童数の目標値を単純平均した もの）を下回っている。	放課後児童クラブの利用定員は対前年比 5%増と整備は着実に進んでいるものの、コ ロナ禍で在宅勤務が増えたこと等に伴い、登 録児童数が例年より増加しなかった。また、 利用できなかった児童数は、前年比 2,266 人 減だが、15,995 人となっている。女性就業率 の更なる向上に備えるためにも、引き続き各 自治体による整備の支援を進める。 【参考】（2020.7.1 時点） 放課後児童クラブ箇所数：26,625 か所（前年 比+744 か所） 利用定員：1,453,579 人（前年比+70,606 人）	厚生労働省「放課後 児童健全育成事業 （放課後児童クラ ブ）の実施状況」 （2020 年 7 月 1 日）	厚生労働省

14	2025 年：男性の育児休業取得率：30%	7.48% (2019 年)	N	2020 年度から新たに KPI として設定。2020 年度の数値を基準としているため、2021 年度の数値が出た時点で本 KPI の進捗を評価する予定。	—	厚生労働省「雇用均等基本調査」	厚生労働省
15	2025 年：男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%	58.7% (2018 年)	B	2019 年 9 月の内閣府委託調査では、配偶者の出産後 2 か月以内に休暇を取得した男性の割合は、58.7%であり、前回調査（2017 年 3 月）より 2.8 ポイント上昇した。	内閣府委託調査では、休暇取得を希望しながら取得しなかった男性の割合は 26.4%となっており、こうした希望者の希望をかなえることが目標達成のために必要であると考えられる。 また、「配偶者出産休暇制度」、「男性の育児取得を促進する勤務先の取組」、「上司の理解」の 3 条件がそろった職場に勤務する男性（全体の 13.5%）の休暇取得率は 88.6%となっており、職場の条件を整えることが、休暇取得を促進することが判明した。 これらを踏まえ、育児休暇取得をしやすい職場環境の整備のため、引き続き企業への働きかけや機運の醸成に取り組んでいく。	内閣府委託調査	内閣府（子ども・子育て本部）
16	無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする	53.5%（2019 年度）	B	目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過。当該整備の割合は、前年度の 45.6%か 53.5%と上昇しているものの、KPI 達成のために現時点で必要な値である 87.9%を下回っており、施策の更なる推進が必要。初期値：27.2%（2014 年度）	2019 年 12 月の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）に基づき、2019 年度補正予算により、希望する全ての小・中・高・特別支援学校について全国的な整備を図ることとしたため、整備率は大きく上昇する見込みであり、「GIGA スクール構想」に基づき、学校における高速大容量	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	文部科学省

					量の通信ネットワーク環境の整備に取り組んでいる。		
17	学習者用コンピュータについて、2020年度までに義務教育段階の全学年の児童生徒1人に1台端末を目指す	児童生徒4.9人に1台 (2019年度)	B	目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が4年であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。前年度の児童生徒5.4人に1台から4.9人に1台と改善しているものの、KPI達成のために現時点で必要な値である2.2人に1台には及ばず、施策の更なる推進が必要。初期値：5.9人に1台（2016年度）	「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）及び「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、端末整備の加速化を図ることとしており、「GIGAスクール構想」に基づき、義務教育段階の児童生徒1人1台端末の整備に取り組んでいるところであり、2020年度の整備率は大きく上昇する見込み。民間事業者や地方自治体に対し、早期納入等に向けた働きかけを行っている。	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	文部科学省
18	都道府県及び市町村におけるIT環境整備計画の策定率について、2020年度までに100%を目指す	95.0%（2019年度）	A	目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が6年であるところ、「最新の数値」の時点で5年が経過。都道府県及び市町村におけるIT環境整備計画の策定率は、前年度の84.3%から95.0%へと上昇しており、KPI達成のために現時点で必要な値である88.6%を達成している。初期値31.8%（2014年度）	—	文部科学省調べ	文部科学省
19	生徒の英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当	中学校卒業段階 44.0%	B	目標達成時期が2022年度で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。生徒の英語力は、前年度と比べ数値が中学校卒業段階で42.6%から	中学生・高校生の英語力が高い地域では、学習指導要領に示している指導・評価の改善を踏まえた取組（言語活動を重視した指導、パフォーマンス評価、ICTの活用、小中連携	文部科学省「英語教育実施状況調査」	文部科学省

	以上を達成した中高生の割合を 2022 年度までに 5 割以上にする	高等学校卒業段階 43.6% (2019 年 12 月 1 日)		44.0%、高等学校卒業段階で 40.2%から 43.6%に増加しており、KPI 達成のために現時点で必要な値である中学校卒業段階で 44.4%は 0.4%下回っているが、高校卒業段階で 43.6%は達成している。	など)が行われている傾向が見られることから、引き続き学習指導要領の取組の徹底を図り、各都道府県・指定都市等の取組を支援すること等を通して、目標達成を目指す。		
20	国際バカロレア認定校等を 2022 年度までに 200 校以上	167 校 (2021 年 3 月時点)	A	2013 年の 39 校から 2021 年 3 月時点で 167 校へと、128 校増えている。2022 年度までに 200 校という目標と比較して、目標達成期間に対する経過期間の割合とほぼ同等に進捗していると言える。	—	文部科学省調べ	文部科学省
21	「新たな IT パスポート試験」の受験者数を 2023 年度までに 50 万人とする	235,600 人 (2019 年度～2020 年度の累計)	A	目標達成時期が 2023 年度で、目標達成期間が 5 年間であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。「新たな IT パスポート試験」の受験者数は 235,600 人(2021 年 3 月試験までの累計)となっており、KPI 達成のために現時点で必要な値を達成している。	—	独立行政法人情報処理推進機構集計	経済産業省
22	第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2022 年度までに 150 講座とする	107 講座 (2021 年 4 月)	A	本 KPI は、認定講座の状況を踏まえ、目標達成時期を 2022 年度に延長し、認定講座数を 150 講座に見直した。 見直し後において、目標達成期間が 3 年間であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数は 107 講座まで増加しており、KPI 達成のために現時点で必要な値を達成している。	—	経済産業省調べ	経済産業省

23	海外への大学生等の留学を 2022 年度までに 6 万人から 12 万人に倍増	58,720 人 (2018 年)	B	目標達成時期が 2022 年度で、目標達成期間が 9 年間であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。大学生等の留学数は、55,946 人から 58,408 人と上昇しているものの、KPI 達成のために現時点で必要な値である約 8.5 万人を下回っている。一方、独立行政法人日本学生支援機構の調査により把握している我が国の大学等に在籍しながらの短期留学者数（2013 年度：69,869 人→2019 年度：107,346 人）は大きく伸びており、これまでの海外留学促進施策の一定の成果が出ていることから、継続して施策を推進しているところ。	長期留学が伸び悩んでいる主な要因としては、留学費用等の経済的負担が大きいこと、国内における就職活動の時期を逸する可能性があること、海外留学に関する支援体制が不十分であること等が考えられている。上記課題を踏まえ、文部科学省では奨学金による経済的支援のほか、海外留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」によって、海外留学の魅力や意義、支援の機会などについて、国が広く情報発信することで、若者の海外留学を社会全体で後押しする機運を醸成している。 引き続き、長期留学への支援を推進していくとともに、短期留学の成果を活かしたグローバルに活躍する人材の育成を推進する。	日本人の海外留学者数（文部科学省調べ）	文部科学省
----	---	----------------------	---	---	---	---------------------	-------

施策群：決済インフラの見直し及びキャッシュレスの
環境整備

整理 No.	KPI	最新の 数値	KPI の 進捗	KPI の進捗の詳細	目標達成に向けた 課題分析	KPI の出典	主担当省庁
24	2025 年までに、金融分野の国内総生産を 25 兆円とすることを目指す	金融分野の 国内総生産 22 兆 8 千億 円（2019 年）	N	2020 年度から新たに KPI として設定。2020 年の数値を基準としているため、2021 年の数値が出た時点で本 KPI の進捗を評価する。	—	内閣府「国民経済計算」	金融庁
25	2025 年 6 月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度とすることを目指す	キャッシュ レス決済比 率 29.7% （2020 年）	A	2019 年（26.8%）から 2020 年（29.7%）の 1 年間でキャッシュレス決済比率は 2.9% 上昇し、2025 年にキャッシュレス決済比率 40%を達成するために必要な比率上昇（1 年当たり約 2.3%）を達成している。		脚注参照 ²	経済産業省
26	2023 年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率（サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC）を 5%改善することを目指す	157.7 日 （2019 年度）	B	サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC の最新の実績値は、2019 年度で 157.7 日となっており、前年度の 157.3 日に比べて 0.4 日増加した。2023 年までの 5%削減に向けて、2018 年度は必要な水準に達していたが、2019 年度は必要な水準である 156.7 日まで短縮されなかった。 なお、2019 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、有価証券報告書等	サプライチェーン全体の資金循環速度を示す SCCC は、①「売上債権回転日数」、②「仕入債務回転日数」、③「棚卸資産回転日数」の三つの合計として算出するものである。 このうち、②「仕入債務回転日数」は 2019 年度も短縮された（2018 年度 42.3 日⇒2019 年度 39.8 日）。他方、③「棚卸資産回転日数」が大幅に増加しており（2018 年度 46.2 日⇒2019 年度 48.4 日）、KPI 未達の主な要因とな	日経 NEEDS Financial QUEST ※東証一部上場企業（銀行業、証券・商品先物取引業、保険業、その他金融業、その他を除外）の平均値	経済産業省

²（クレジットカード支払額 ※1＋デビットカード支払額 ※2＋電子マネー決済額 ※3＋QR コード決済支払額※4）／（民間最終消費支出※5）

※1 日本クレジット協会調べ、※2 日本銀行「決済動向」、※3 日本銀行「決済動向」、※4（一社）キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」（クレジットカード及びブランドデビットカード紐付け利用分、クレジットカード及びブランドデビットチャージ分は排除）※5 内閣府「国民経済計算年報」（名目値、2 次速報値）

			の提出期限の延長が行われたため、決算が出そろった 2020 年 10 月時点で算出している。 2023 年の目標値：160(2016 年度) × 0.95(5%改善)= 152 日、1 年当たり 1.1 日の短縮が必要。	っている。この点は、新型コロナウイルス感染症拡大による企業の業績の急激な悪化の影響を受けての一時的な悪化であり、今後の事業の正常化に伴い改善が見込まれる。		
--	--	--	--	--	--	--

施策群：デジタル市場への対応

整理 No.	KPI	最新の 数値	KPI の 進捗	KPI の進捗の詳細	目標達成に向けた 課題分析	KPI の出典	主担当省庁
27	企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出	28社	A	2021年3月末までに、未上場ベンチャー企業又は上場ベンチャー企業は28社創出されている。 2021年3月末時点でKPI達成に向けて順調に進捗していると評価できる値である17社を上回るため、A評価となる。	—	未上場ベンチャー：JAPAN STARTUP FINANCE REPORT 2018、2019、2020、2021 上場ベンチャー：内閣府調べ	内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション）担当）
28	2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始する	100%	A	5Gは2020年に商用サービスが開始されたところ、現在携帯電話事業者が順次全都道府県への基地局の整備を進めており、2020年度内に全都道府県で5Gサービスが開始された。	—	総務省「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に関する四半期報告」	総務省
29	官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100%	100%	A	オープンデータ官民ラウンドテーブル等の議論を踏まえ、「学校給食情報」及び「小中学校通学情報」に係る推奨データセット（機械判読に適したオープンデータフォーマット）を策定し、公表した。民間のニーズに応じて公開したこれらの情報については、全て機械判読に適したファイル適式で提供されたことを確認した。	—	政府CIOポータル（推奨データセット一覧）	内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室）

30	2020 年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を 100%とする	60% (2021 年 3 月 12 日時点)	B	自治体向けオープンデータ研修等の取組を進めているが、2021 年 3 月で 60%にとどまっている。 一方、オープンデータの利活用促進に向けては、多くの地方公共団体がオープンデータの効果・メリット・ニーズが不明確であると考えており、公開するデータの「量」のみならず、データの「質」の向上を図ることが重要であることから、従来の「量」に係る KPI ではなく、地方公共団体のオープンデータに「質」の評価に係る KPI を 2021 年度末までに設定することとしている（「デジタルガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）P99 参照）。	地方公共団体へのオープンデータの取組に関するアンケート結果（平成 31 年 3 月 26 日公開）によると、オープンデータの取組における課題の大きな要因として「オープンデータの効果・メリット・ニーズが不明確」との回答が一番多く挙げられており、効果・メリット・ニーズについての理解増進が必要であると考えられる。 なお、KPI の進捗の詳細に記載のとおり、地方公共団体のオープンデータに係る指標は質重視のものに見直すこととしている。	政府 CIO ポータル (オープンデータ 取組済自治体一覧)	内閣官房(情報通信技術 (IT)総合戦略室)
31	避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2021 年度までに約 3 万箇所の Wi-Fi 環境の整備を目指す	整備済み箇所約 2.75 万 か所（2020 年 10 月 1 日）	A	2019 年 10 月 1 日時点において約 2.6 万箇所が整備済みであったところ、2020 年 10 月 1 日時点においては約 2.75 万箇所が整備済みとなっている。なお、2020 年 10 月以降、年度内に約 800 箇所が追加で整備予定。今後、目標達成に向け、「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」に基づき、Wi-Fi 環境の整備の着実な推進が必要。	—	「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」（2020 年 2 月改定）	総務省
32	2020 年度末までに地域の防災力を高める L アラート高度化システムや G 空間	都道府県：21 都道府県	L アラート： A	2020 年 12 月時点で、警戒レベル等、新しい避難情報のルールに対応した高度な情報	—	L アラート：一般財 団法人マルチメデ	総務省

	防災情報システムを、それぞれ15の都道府県、100の地方公共団体に導入する	(2020年12月時点) 地方公共団体: 79 (2020年3月末時点)	G空間防災情報システム: A	をアラートに発信できる都道府県は、21都道府県となっている。 G空間防災システムについては、総務省「地域IoT実装状況調査」(2019年3月末時点)において、利用事例があるという回答が74団体から得られたところ、同調査(2020年3月末時点)においては、同様の回答を79団体から得ている。 2020年度末の状況については、2021年度中に「地域IoT実装状況調査」(2021年3月末時点)を実施することになっているところであるが、2020年度のG空間防災情報システムの導入に対する支援については、地域IoT実装・共同利用推進事業の14の分野別モデルから同システムを選択する方法から、より選択されやすいように6の分野別モデルから同システムを選択する方法に変更し、より重点的な支援制度となっており、目標の100団体の達成が見込まれる。 なお、本KPIについては2021年度の成長戦略において必要な見直しを行う。		イア振興センター(FMMC)集計 G空間防災システム: 総務省「地域IoT実装状況調査」(2020年3月末時点)	
33	2025年までに、情報処理安全確保支援士登録数3万人超を目指す	19,752人 (2020年10月現在)	B	独立行政法人情報処理推進機構(IPA)は、半年ごとに情報処理安全確保支援士の登録を実施。2020年10月時点の登録者数は、	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、年2回実施している試験のうち、4月試験については中止とし、10月試験については受験の自粛を要請したことにより、2020年	独立行政法人情報処理推進機構集計	経済産業省

				20,000 人を目標としていたが、19,752 名であった。 なお、情報処理安全確保支援士に登録する可能性のある試験合格者を加えると、32,815 名となっている。	度試験の合格者数は 2,253 名（対前年度比▲58.6%）となった。これにより新規登録者数が少なかったことに加え、2020 年 5 月より導入された登録の更新制等により 968 人が失効したことから登録者数が増加しなかった。		
--	--	--	--	---	--	--	--

施策群：オープン・イノベーションの推進

整理 No.	KPI	最新の 数値	KPI の 進捗	KPI の進捗の詳細	目標達成に向けた 課題分析	KPI の出典	主担当省庁
34	ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することを目指す	0.046 % (2017～19 年度の平均)	A	2019 年度における VC 投資額を踏まえると、VC 投資額の対名目 GDP 比 (2017～19 年度平均) は 0.046% で基準値 (2012～14 年度平均) の約 1.77 倍となる。2019 年度時点で KPI 達成に向けて順調に進捗していると評価できる値である 0.042% を上回るため、A 評価となる。	—	内閣府「国民経済計算」、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書 2020」	経済産業省
35	大企業 (TOPIX500) の ROA について、2025 年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す	2020 年度 TOPIX500 : 3.0% 米国 S&P500: 3.9% 欧州 BE500 : 2.6%	A	目標達成時期が 2025 年で、目標達成期間が 9 年であるところ、2020 年度の時点で 4 年が経過。TOPIX500 の ROA は 2016 年度が 3.8%、2017 年度が 4.0%、2018 年度が 4.0%、2019 年度が 3.3%、2020 年度が 3.0% と推移している。前年度から 0.3 ポイント低下しているが、欧米企業より下落幅は小さく、結果として欧米企業の ROA 水準に近づいている。		経済産業省調べ	経済産業省
36	2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上とする	3.50% (2019 年度)	B	官民合わせた研究開発投資の 2019 年度の対 GDP 比については、2018 年度から 0.01% 下降した。2019 年度の官民合わせた研究開発投資総額は、19 兆 5757 億円で 2018 年度から 0.3% 増となっており、3 年連続で増加した。	本 KPI は、「第 4 期科学技術基本計画」(平成 23 年 8 月 19 日 閣議決定) 及び「第 5 期科学技術基本計画」(平成 28 年 1 月 22 日 閣議決定) において定められている目標。官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比は増減を繰り返しているが、総額については増額傾向に	総務省「科学技術研究調査」	内閣府 (政策統括官 (科学技術・イノベーション担当))

				本 KPI は、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）を踏まえ、2021 年度の成長戦略において必要な見直しを行う。	ある（2011 年度：17.4 兆円、2019 年度：19.6 兆円）。2019 年度実績では、企業の研究開発投資（全体の 72.6%を構成）が 0.1%減となり、官民合わせた研究開発投資総額については 2018 年度から 0.3%の微増となった。 「第 6 科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、諸外国が大規模な研究開発投資を計画する中、我が国が諸外国との熾烈な国家間競争を勝ち抜くため、大胆な規模の投資を確保するという考えの下、官民合わせた研究開発投資について、対 GDP 比ではなく、5 年間で 120 兆円という目標設定を行った。 今後は、第 6 期計画等に基づいて、研究開発税制、SBIR 制度等の様々な政策ツールを総動員して、官民合わせた研究開発投資の目標達成に向けた取組を進めていく。		
37	2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を 3 倍増にすることを旨とする	1,487 億円 (2019 年度)	B	2018 年度実績 1,431 億円に対し、2019 年度 1,487 億円と推移しているが、KPI 達成のため 2019 年度時点で必要な値である 2,197 億円を下回っている。 本 KPI は、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）を踏まえ、2021 年度の成長戦略において必要な見直しを行う。	1999 年度から 2018 年度の期間において、企業の外部支出研究開発費は約 2 倍の増加、内部使用研究開発費は 33.9%の増加となっている。外部支出研究開発費の増加の割合が大きいことから、日本企業の研究開発のオープン・イノベーションは進捗していると評価できるが、拡大スピードは緩やかである。一方、既存の大企業の「自前主義」からの脱却、	総務省「科学技術研究調査」	内閣官房（成長戦略会議事務局）

					大学等との更なるオープン・イノベーションが求められているとの指摘もある。また、大学、国立研究開発法人と産業界との間で、共同研究の拡充は見られるものの、依然として従来型の産学連携に留まるものも多く、1件当たりの研究費受入額が海外の大学と比較して小規模であるなどの課題が指摘されている。 加えて、本 KPI の基準年である 2014 年度以降、日本企業の研究開発費自体が微増に留まっているため、企業からの大学等への投資も、大きくは伸びていないと考えられる。 今後は、第 6 期計画等に基づいて、オープン・イノベーションを促進する環境整備や産学官連携促進による共同研究の拡大、大学の戦略的経営を支援する規制緩和などに取り組んでいく。		
38	大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を 2020 年度末までに倍増することを目指す	大学等との大型共同研究 ³ :1,461 件 (2019 年度)	A	2013 年度実績は大学において 600 件、研究開発法人において 90 件であったところ、2021 年 1 月に 2019 年度の「大学等における産学連携等実施状況について」が公表され、大学等における民間企業との大型共同研究件数は 1,461 件で 2018 年度より 224 件増加した。	—	文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」	内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション担当））

³ 大学等（国公立大学（短期大学を含む。）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関）と民間企業との大型共同研究（1,000 万円以上のもの）

		研究開発法人との大型共同研究 ⁴ ： 351件（2018年度）		一方、内閣府が2019年度に実施した調査によると、2018年度には研究開発法人における民間企業との大型共同研究件数は351件で2017年度より50件増加した。 本KPIは、大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を倍増する目標を達成したため、令和2年度実行計画で終了とする。		内閣府「独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」	
39	国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに2割増にすることを目指す	国内セクター間の研究者移動者数： 11,479名 （2019年度）	B	総務省統計によると、国内セクター間の研究者移動者数は10,150名（2013年度）から11,479名（2019年度）へ、1,329名（約13.1%）増となっているが、KPIの達成のため2019年度時点で必要な値である11,890名を下回った。 本KPIは、令和2年度実行計画で終了とし、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）を踏まえ、2021年度の成長戦略において人材関連の新たなKPIを設定する。	本KPIは、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において定められた目標であり、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」の検討過程において、本KPIを含む、第5期計画をレビューし、現状分析・課題抽出を実施した。その結果を踏まえ、第6期計画を検討・策定し、2021年3月に閣議決定した。 大学等への移動は増加傾向にあるが、企業や非営利団体・公的機関への移動が停滞しており、「イノベーション人材の流動化に係る要因調査」（2020年3月、内閣府）によれば、人材ニーズのミスマッチや組織内のルール等が組織間移動の阻害要因として挙げられている。	総務省「科学技術研究調査」	内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション担当））

⁴ 研究開発法人と民間企業との大型共同研究（1,000万円以上のもの）

					今後は、第6期計画等に基づいて、関係省庁と連携しつつ、国内セクター間の人材流動性の促進に係る各種取組を進めていく。		
40	今後10年間（2023年まで）で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す	THE誌⁵ ：2校 THE誌⁶ ：5校 QS社⁷ ：5校 上海交通大学⁸：3校	B	左記の各ランキングにおいては、いずれも100位内に10校入っていないためB評価となる。 左記ランキングにおいては、東京大・東北大・東京工業大・名古屋大・京都大・大阪大の6大学が100位以内に入っている。また、教育研究分野別ランキング等には、上記の6大学に加え、北海道大・東京医科歯科大・九州大・慶應義塾大の4大学が100位以内に入っている。各大学の持つ世界に伍するレベルの強みが多様な評価項目等により評価された結果、100位以内に少なくとも10校が入っており、一定の評価が得られている。	世界大学ランキングは、評価項目等が多様であり、その評価方法の一部は非公開となっているため、課題を一概に分析することは難しいが、KPIを達成していない要因の例として、論文引用数の評価や、留学生比率等の国際面の評価が低いことなどが挙げられる。 KPI達成に向け、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」に基づいて研究力強化に取り組むとともに、国際化に取り組む大学への重点支援等により我が国の大学の国際的な評価の向上に努めていく。	最新の数値欄のそれぞれの脚注で示したランキング等を参照	文部科学省
41	大学の特許権実施許諾件数を2020年度末までに5割増にすることを目指す	18,794件⁹ (2019年度)	A	大学の特許権実施許諾件数については、2013年度実績の9,856件に対して、2020年度末までに5割増の14,784件を目標としているところ、2019年度実績は18,794件であり、A評価となる。	—	文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」	文部科学省

⁵ Times Higher Education “World University Rankings 2021”

⁶ Times Higher Education “World Reputation Rankings 2020”

⁷ Quacquarelli Symonds Ltd “World University Rankings 2021”

⁸ “Academic Ranking of World Universities 2020”

⁹ 大学等（国公立大学（短期大学を含む。）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関の特許権実施等（実施許諾または譲渡した特許権（「特許を受ける権利」段階のものを含む。））

				本 KPI は、大学の特許権実施許諾件数を 5 割増とする目標を達成したため、令和 2 年度実行計画で終了とする。			
42	国立大学法人の第 3 期中期目標・中期計画（2016 年度～2021 年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013 年度～2015 年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を 4 割程度とすることを目指す	49.4%（2019 年度）	A	2019 年度の数値は 49.4%で、目標とする 4 割程度を達成している。	—	文部科学省において算出	文部科学省
43	2020 年度末までに 40 歳未満の大学本務教員の数を 1 割増にすることを目指す	41,072 人 （2019 年度）	B	2013 年度の数値（43,763 人）を基準として いるところ、2019 年度の値は 2013 年度を 2,691 人下回っており、目標達成に必要な数 値に達していない。 本 KPI は、2021 年 3 月に閣議決定された 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計 画」を踏まえ、2021 年度の成長戦略において 必要な見直しを行う。	本 KPI は、「第 5 期科学技術基本計画」（平 成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において定めら れた目標であり、「第 6 期科学技術・イノベー ション基本計画」の検討過程における、本 KPI を含む第 5 期計画のレビュー結果を踏まえ、 第 6 期計画が策定され、2021 年 3 月に閣議決 定された。 40 歳未満の教員数が増加していない要因 は明確ではないが、大学教員の定年延長や実 務家教員の登用促進、大学数増加に伴う中堅 以降の教員採用増加などにより、40 代後半以 降の年齢層の教員数が増加し、全体として若 手教員の採用が抑制される傾向にあるもの と考えられる。	文部科学省「学校教 員統計調査」	文部科学省

					今後は、第6期計画等に基づいて、各国立大学における年代構成を踏まえた持続可能な「中長期的な人事計画」の策定の促進に加え、若手研究者比率や人事給与マネジメント改革実施状況に応じた国立大学の運営費交付金の傾斜配分、優れた若手研究者が安定かつ自立したポストに就いて活躍することを促す「卓越研究員事業」等の各種取組を進めていく。		
44	中小企業の特許出願に占める割合を2022年まで約15%とし、知財戦略構築のためのハンズオン支援を毎年度250件実施する	・出願割合：16.1% (2019年末) ・ハンズオン支援件数：267件 (2021年3月末)	A	中小企業の特許出願に占める割合は、2019年末時点で16.1%となり目標を達成。(2020年の数値は2021年6～7月頃公表予定。) ハンズオン支援は、2021年3月末時点で267件実施。	—	特許庁調べ	経済産業省
45	2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである8月とする	10.6月(2020年末)	B	商標の権利化までの期間について、9.3月(2018年末)、10.9月(2019年末)と増加傾向にあるが、2020年末は10.6月に短縮した。	商標審査官一人当たりの処理件数について、審査処理促進施策(民間調査者の活用可能性実証事業の実施や、審査負担の軽減を図るファストトラック審査の推進等)を通じて、2019年度は2013年度と比較して約1.3倍の処理を達成した。 近年の商標出願件数の急増(2019年は2013年と比較して約1.6倍)により、出願件数が	特許庁調べ	経済産業省

					処理件数を上回る状態が続き、累積の未処理件数の増加に伴って、権利化までの期間も増加傾向にあったが、2020 年末は 10.6 月と短縮することができた。 今後も、不断の業務効率化に取り組むとともに、審査処理促進施策の一層の推進を通じて、目標達成を目指す。		
46	今後 10 年間（2023 年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする	平均 14.3 月 （2019 年度）	A	2019 年度の権利化までの期間は平均 14.3 月であり、おおむね目標の域に達している。引き続き、早期の権利化に努める。	—	特許庁調べ	経済産業省
47	国際標準化機関における幹事国引受件数を 2025 年度末まで 100 件維持する	104 件	A	国際標準化機関における幹事国引受件数は、2020 年度末時点で 104 件であり、KPI 達成に向けて順調である。	—	経済産業省調べ	経済産業省
48	2030 年までに中小企業等による標準化活動で制定した標準により事業拡大効果が得られた割合を 80%以上とする 【補助指標】 ・ 2025 年までに標準化を実現した事業者のうち事業拡大に一定の効果があつた事業者の割合を 65%以上とする	—	N	中小企業等が「新市場創造型標準化制度」を利用することで、2020 年度に 6 件の標準が制定された。現在、中小企業等によりこれらの標準の普及活動が実施されており、この活動が終わり次第、各案件の事業拡大効果の有無の評価を行う予定。	—	経済産業省調べ	経済産業省
49	製造業の労働生産性について年間 2%を上回る向上	2.2% （2017 年～ 2019 年の平均の伸び率）	A	製造業の労働生産性は、2017 年から 2019 年までの 3 か年で 2.2%の伸び率となり、KPI を上回っている。	—	内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」	経済産業省

50	2025 年までに、個別機械の稼働状況について見える化を行い、プロセス改善等に取り組んでいる、あるいはその計画がある企業等の割合を 40%以上とする	24.9% (2020 年)	B	個別機械の稼働状況について見える化を行い、プロセス改善等に取り組んでいる、あるいはその計画がある企業等の割合は、2021 年 1 月の時点で 24.9%となっている。	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」(2021 年 3 月)によると、生産プロセスに関するデータ収集や利活用に係る課題として、「データ収集にコストがかかる (32.8%)」、「データの利活用で期待した効果が得られない (28.1%)」、「データの利活用にコストがかかる (22.1%)」、「データの活用方法が分からない (18.6%)」等が挙げられている。 目標達成に向けて、例えば、企業の垣根を越えて工場等のデータを共有する仕組みづくりを 2018 年度より取り組んでおり、2021 年度中に実運用を開始予定である。こうした必要な施策を着実に進めることで、データ利活用や企業間・工場間でのデータ連携の普及を推進していく。	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」 (2021 年 3 月)	経済産業省
----	--	-------------------	---	---	---	--	-------

51	2025 年までにロボット国内生産市場規模を 2.4 兆円 ※ロボット国内生産市場規模は、ロボット（製造分野・非製造分野含む）の出荷規模と、システムインテグレータに係る売上高の合計とする。	1.5 兆円 (2019 年)	N	2020 年度から新たに KPI として設定。 2020 年度の数値を基準としているため、2021 年度の数値が出た時点で本 KPI の進捗を評価する予定。 KPI の達成にむけて、2019 年 7 月に関係省庁が合同でとりまとめた「ロボットによる社会変革推進計画」（2019 年 7 月ロボットによる社会変革推進会議）に基づき、ロボットの導入・普及に関する施策を実施。2020 年度には、サービスロボットの導入を加速するロボットフレンドリーな環境構築に向けた研究開発を実施するとともに、次世代の産業用ロボットの開発を目指し、産学連携した体制のもと基礎・応用研究を推進した。また、将来的なロボット市場の拡大を目指し、ユーザーのリテラシーの向上にも資する人材育成の施策にも取り組んだ。さらに、地域の中小企業等へのロボット導入を促進するべく、ロボット導入の鍵を握る、地域の金融機関、カイゼン等を実施できるコンサルティング会社、ロボットシステムインテグレータ等の地域のエコシステムを構成する主体をリスト化し公表するとともに、各種補助金を整備した。今後もこれらの施策を着実に実施する。	—	一般社団法人ロボット工業会「ロボット統計受注・生産・出荷実績」、「サービスロボット出荷実績」 「情報化施工機器搭載建設機械」の総出荷額（経済産業省調べ） 一般社団法人日本産業用無人航空機工業会「産業用無人航空機業界動向」	経済産業省
----	--	--------------------	---	---	---	---	-------

整理 No.	KPI	最新の 数値	KPI の 進捗	KPI の進捗の詳細	目標達成に向けた 課題分析	KPI の出典	主担当省庁
52	2022 年度目途での鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスが開始	—	A	「自動運転に係る制度整備大綱」（2018 年 4 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議）に基づき、自動運転車の実現のための道路交通関連の法制度の見直しを進めている。 具体的には、2022 年度目途に限定地域での遠隔監視のみの自動運転移動サービスの実現に向け、1 人の遠隔監視者が 3 台以上の車両を同時に走行させる形態を可能とするため、引き続き技術開発・実証を行うとともに、2021 年 3 月に、福井県永平寺町において、1 人の遠隔監視・操作者がレベル 3 の認可を受けた 3 台の自動運転車を同時に監視・操作する、無人自動運転移動サービスが開始された。また、2021 年 3 月に、警察庁の自動運転の実現に向けた調査検討委員会において、限定地域での遠隔監視のみの自動運転移動サービスを念頭に、運転者の存在を必ずしも前提としない場合（レベル 4）における交通ルール の在り方について一定の方向性 が取り	—	—	内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室）

				まとめられ、必要な制度整備についての検討が着実に進展しているところ。			
53	2025 年目途に、高速道路上でレベル 4 の自動運転が実現	—	A	国土交通省は、2020 年 11 月、世界で初めて自動運行装置を備えた車両（レベル 3）の型式指定を行い、2021 年 3 月、当該型式指定を受けた車両が発売された。 レベル 4 の実現に向け、技術面において、車両プローブ情報を活用した車線レベル道路交通情報生成、配信等の技術に関する研究開発、実証実験等を行った。また、制度面においては、警察庁において、民間事業者や研究機関等に対して、レベル 4 の自動運転システムの技術開発の方向性や各種課題等に関するヒアリングを行っており、その結果等を踏まえ、運転者の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、引き続き検討を行う予定。 国土交通省においては、より高度な自動運転技術に関する国際基準の検討を進めている。	—	—	内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室）
54	2030 年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国 100 か所以上で展開	サービス実施箇所：3 か所（2020 年度）	N	関係府省庁において地域限定型の無人自動運転移動サービスの実現に向けた取組が進められてきており、2019 年には車内保安運転手が乗車する形でのサービスが開始され、	—	—	内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室）

				さらに 2020 年には遠隔運転手が操作・監視する形でのサービスが新たに開始された。 自動運転技術はまだまだ発展途上であり、現時点での評価は困難であるが、「官民ITS構想・ロードマップ2020」（2020年7月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議）において、2025年度目途に40か所以上にサービスが広がる可能性があるとしており、今後、引き続き取り組んで行く。			
55	2030 年に、安全運転支援装置 ・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及	国内販売新車の装着率：87.7%（2019 年） 国内車両のストックベースの装着率：24.5%（2019 年）	新車：A ストックベース：B	KPI の達成に向けて、中短期工程表等により、フォローアップを行っていく。 国内販売新車への装着率は 87.7%となり、KPI 達成のための現時点で必要な値である 73.5%を上回った。一方で、ストックベースの装着率は 24.5%で KPI 達成のための現時点で必要な値である 27.3%を下回った。	国内車両（ストックベース）の装着率は 24.5%と、年度割目標の計算値である 27.3%をやや下回っている。しかしながら、サポカーの普及を進めていくことで、安全運転支援機能の国内販売新車の装着率は近年急激に上昇しており（2019 年で 87.7%）、旧型の車両と毎年入れ替わっていくことで、2030 年に向けたストックベースでの装着比率の割合は 9 割以上となる見通し。	国土交通省「ASV 技術普及状況調査」、自動車検査登録情報協会「自動車保有台数の推移」	内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室）
56	2022 年度を目途に、ドローンの有人地帯での目視外飛行による荷物配送などのサービスを実現	—	A	ドローンの有人地帯での目視外飛行については、2020 年 7 月に改訂された「空の産業革命に向けたロードマップ 2020」（2020 年 7 月小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議）等に沿って、関係省庁が取組を進めて	—	「空の産業革命に向けたロードマップ 2020」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/	内閣官房（小型無人機等対策推進室）

				いる。特に、2020 年 12 月 3 日の第 15 回小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会では、ドローンの有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度の方向性を示し、航空法等の一部を改正する法律案を第 204 回国会に提出した。 また、過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業において、全国 13 地域を採択するなど、将来の有人地帯での目視外飛行によるサービスの実現に向けた実証実験を実施しているところ。		kogatamujinki/pdf/siryou14.pdf	
57	2023 年に、「空飛ぶクルマ」の事業を開始	—	A	2023 年からの空飛ぶクルマの事業開始に向け、2018 年に策定した「空の移動革命に向けたロードマップ」に沿って、民間事業者等 9 者による「ビジネスモデル」が提示されたほか、国内 1 社による空飛ぶクルマの「試作機の開発・試験飛行」が行われた。2020 年 8 月より「空の移動革命に向けた官民協議会」のもと実務者会合を立ち上げ、ユースケースの検討やその実現に向けた機体及び運航の安全基準、操縦者の技能証明基準等の検討を行う会合を計 16 回実施し、2023 年頃の実用化に向けたユースケースや制度課題などを整理した。	—	「空の移動革命に向けたロードマップ 2020」 https://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181220007/20181220007_01.pdf	経済産業省

				また、事業者による空飛ぶクルマの機体開発を後押しするため、試験飛行の関連条文の一覧、許可事例をまとめ、2021 年 3 月に公表したところ、2021 年度のできる限り早い時期に、試験飛行に係るガイドラインを新たに策定・公表する予定である。			
--	--	--	--	--	--	--	--

施策群：個別分野の取組

整理 No.	KPI	最新の 数値	KPI の 進捗	KPI の進捗の詳細	目標達成に向けた 課題分析	KPI の出典	主担当省庁
58	地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備を行い、東北東京間連系線の増強（573 万 kW から 1028 万 kW）については 2027 年度を、FC（周波数変換設備）の増強（210 万 kW から 300 万 kW まで）については 2027 年度を目標に運用開始を目指す。また、北本連系線については更なる増強（90 万 kW から 120 万 kW）に向け詳細検討を進め、2020 年代後半の運用開始を目指す	—	A	地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備として、系統の増強費用を全国で負担する仕組みを 2020 年 6 月に成立した改正電気事業法で整備した（2021 年 4 月 1 日施行）。 東北東京間連系線及び FC の増強については着工しており、2027 年度に運用開始予定である。 また、北本連系線の増強については、2021 年春に整備計画策定予定であり、2027 年度末に増強完了を目指して検討を進めている。	—	経済産業省調べ	経済産業省
59	2030 年度までに運転開始されている一般海域の洋上風力発電事業を 5 区域以上とする	—	A	2019 年 4 月に施行した再エネ海域利用法（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号））においては、国が促進区域を指定し、事業者選定のための公募を行い、選定事業者に対して当該区域の一定期間の占有権を与えることとしている。 2019 年 7 月に有望な区域に選定した 4 か所（5 区域）のうち、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・	—	—	経済産業省

				南側)」、「千葉県銚子市沖」、の3か所(4区域)については、2020年11月から事業者の公募を開始しており、「長崎県五島市沖」については、同年12月に事業者の公募期間が終了し、事業者選定に向けたプロセスに着手しているところ。 2020年7月には、「海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域指定ガイドライン」(2019年6月経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局)に基づき、10区域について、一定の準備段階に進んでいる区域と整理し、そのうち、「青森県沖日本海(北側)」、「青森県沖日本海(南側)」、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「長崎県西海市江島沖」の4区域について、有望な区域と整理し、協議会の組織等に着手しているところ。			
60	電力会社は、各社のスマートメーター導入計画に沿って、2020年代早期に全世帯・全事務所へのスマートメーターの導入を目指す	75.2% (2020年3月末時点)	A	各社においてスマートメーター導入計画に沿って2024年度までの導入完了に向けて、現在予定どおり進めているところ。 なお、本KPIについては2021年度の成長戦略において、進捗を踏まえ時期を具体化し「2020年代早期」を「2024年度まで」とする見直しを行う。	—	経済産業省調べ	経済産業省

61	2030 年までに定置用蓄電池の市場規模を 800 億円以上にする	418 億円 (2019 年実績)	A	KPI 達成のため現時点で必要である市場獲得規模 342 億円を上回り、KPI 達成に向けて進捗している。 目標達成の進捗状況は良好ではあるものの、確実な達成のためには、一層の定置用蓄電池のコスト低減が必要。そのため、今後とも、実証を通じた支援等により、定置用蓄電池のコスト低減を図り、定置用蓄電池の一層の普及拡大を図る必要がある。	—	民間企業調べ	経済産業省
62	2020 年までに系統用蓄電池のコストを半分に (2.3 万円/kWh 以下)	—	N	「再生可能エネルギー余剰電力対策技術高度化事業費補助金」においては、2020 年までに系統用蓄電池の設置コストを 2.3 万円/kWh 以下 (2013 年との比較で半分以上) とすることを目指しており、現在も事業者において開発を実施中。 達成状況については、外部有識者による評価委員会において最終的に評価することとなるが、現時点では順調に進捗していることを確認。 本 KPI については、2021 年度に開催する外部有識者による評価委員会 (2021 年度の中頃を想定) において達成状況を確認し、必要な見直しを行うこととしている。	—	経済産業省調べ	経済産業省

63	次世代火力発電に係る技術ロードマップに基づき、2025 年度頃までに段階的に次世代火力発電の技術確立を目指す 【補助指標】 ・ A-USC について 2020 年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 46%程度） ・ IGCC について、2020 年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 46%程度） ・ IGFC について、2025 年度までの技術の確立、2030 年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 55%程度）	—	A 【補助指標】 A-USC：A IGCC：A IGFC：A	火力発電の高効率化、CO2 削減を実現するため、官民協議会で策定した「次世代火力発電に係る技術ロードマップ」（2016 年 6 月次世代火力発電の早期実現に向けた協議会）に基づき次世代の火力発電技術の早期確立を目指している。 先進超々臨界圧火力発電（A-USC）については、2016 年度末で当初の技術開発目標を達成し、商用プラントの技術的見通しを得た。2017 年度以降技術の信頼性向上を目的に材料評価を継続し、保守に係る技術開発を実施中。 石炭ガス化複合発電（IGCC）については、2021 年 4 月に運転開始予定。 石炭ガス化燃料電池複合発電（IGFC）については、2019 年 2 月までに酸素吹き IGCC の当初の技術開発目標を達成し、商用プラントの技術的見通しを得た。引き続き、技術の確立及び実用化を目指す。 また、CO2 分離回収施設（物理回収法）については、2021 年 3 月まで実証試験を実施	—	経済産業省調べ	経済産業省
----	---	---	---	---	---	---------	-------

	・LNG 火力について、2020 年度頃までに 1,700 度級ガスタービンの実用化を目指す（発電効率：現状 52%程度→改善後 57%程度）		LNG 火力：A	し、商用プラントの技術的見通しを得た。引き続き、プロセス全体での信頼性向上に向けた技術開発を実施。 さらに、CO2 分離回収型 IGCC に追設する燃料電池について、設備の整備を開始。 LNG 火力発電については、1,700 度級ガスタービンに関し、当初の技術開発目標を達成し、商用プラントの技術的見通しを得た。現在、開発成果である空気冷却システムや遮熱技術等の適用可能な技術から段階的に最新の 1,650℃級ガスタービンに採用済み。			
64	家庭用燃料電池（エネファーム）は、2030 年頃までのユーザー負担額が 5 年で投資回収可能な金額の実現を通じて、2030 年までに 530 万台の普及を目指す	普及台数：約 35.3 万台（2021 年 3 月末時点）	B	販売価格は 2009 年度 300 万円超から 86～103 万円程度（2020 年度）と着実に低減し、投資回収に必要な年数は 7～8 年程度（2020 年度）となっている。普及台数は約 35.3 万台（2020 年度）にとどまっている。	2009 年に家庭用定置式燃料電池（エネファーム）を上市して以降、着実にコスト低減を実現しており、自立化を達成見込み。 エネファームは新築住宅を中心に導入が進み、大手ハウスメーカーの新築住宅におけるエネファーム採用率は約 2 割まで上昇しており、今後更なる投資回収年数の低下とともに採用率や採用件数の増加が見込まれるが、エネファームの、更なる普及拡大に向け、新築住宅以外にも、既築戸建住宅・集合住宅への導入拡大が課題である。 既築戸建住宅については、スペース制約の課題があり、2019 年から販売開始された狭小	経済産業省調べ	経済産業省

					既築住宅への導入が可能な小型タイプのエネファームの導入拡大が期待される。 集合住宅については、建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号））の改正により住宅トップランナー基準の対象が賃貸アパートにも拡充されたことで、今後の普及拡大が期待される。 加えて、エネファームを電力市場で供給力や調整力として活用することを促し、収益性向上を通じた更なる投資回収時間の短縮化や導入の加速化が期待される。		
65	商用水素ステーションを 2020 年度までに全国に 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する	整備箇所数 (162 か所) ※整備中含む (2021 年 1 月末時点)	A	2014 年初号機設置から着実に普及を拡大させており、2020 年度中 160 か所についてもおおむね達成。2021 年 3 月末時点で、146 か所整備されており、16 か所が整備中となっている。今後、商用車電動化の検討の本格化が想定されることや、カーボンニュートラル実現に向けて、エネルギー政策見直しが行われているなど、目標設定当初からの情勢変化を踏まえ、総合的な観点から、日本水素ステーションネットワーク合同会社（JHyM）などとも連携しつつ、必要に応じて、水素ステーションの目標の見直しも検討していく。	—	経済産業省調べ	経済産業省

				なお、本 KPI については 2021 年度の成長戦略において見直しを行う。			
66	2025 年までに、窒化ガリウムを用いた次世代パワーエレクトロニクスの製品化とともに、その他の次世代材料・新構造の次世代パワーエレクトロニクス技術の確立を目指す	—	N	経済産業省では、次世代材料・新構造の次世代パワーエレクトロニクス技術の確立に向けた技術開発を 2021 年度より実施予定である。また、環境省では、窒化ガリウムを用いた次世代パワーエレクトロニクスの製品化に向けた技術開発・実証を実施している。 今後、製品化・技術の確立を目指し取組を進めているところであり、現時点での評価は困難。	—	経済産業省・国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）調べ、環境省調べ	経済産業省
67	2030 年に国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率を 40%以上とする	34.7% (2019 年度)	A	2030 年に自主開発比率を 40%以上とすべく、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）によるリスクマネー供給や、資源外交の多角的展開等による支援を引き続き実施。	—	経済産業省調べ	経済産業省
68	2030 年にベースメタルの自給率を 80%以上とする	50.2% (2018 年)	B	KPI 達成に向けて、①日本政府や政府関係機関（JOGMEC、独立行政法人国際協力支援機構（JICA）等）による資源外交や、②2020 年 4 月の債務保証案件の採択審査の合理化及び 2020 年 6 月に施行した改正 JOGMEC 法（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成 14 年法律第 94 号））による JOGMEC のリスクマネー供給強化等を通じ、我が国企業の権益獲得支援を推進している。	鉱石品位の低下や資源ナショナリズムの高まり等による開発コスト及びリスクが増大しており、民間投資が進んでいないことが要因と考えられる。脱炭素社会の実現に伴って普及が見込まれる EV 等の生産には電子部品や電線等に使う銅などのベースメタルが不可欠であり、資源外交や我が国企業の権益確保支援（JOGMEC による探鉱支援やリスクマ	経済産業省調べ	経済産業省

					ネー供給等)を通じた、安定供給の確保が一層重要な課題となる。		
69	海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づき、 メタンハイドレートについては2023年から2027年の間に、民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す 海底熱水鉱床については2023～2027年度以降に、民間企業が参画する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す	—	A	メタンハイドレートについては、砂層型・表層型ともに、計画に基づいて順調にプロジェクトを推進。 砂層型メタンハイドレートについては、2021年度に計画している米国アラスカ州における長期陸上産出試験に係る生産システムの設計や構築等を実施。 表層型メタンハイドレートについては、2019年度に特定した回収・生産技術の有望技術について、本格的な研究開発を開始し、海底の状況や環境影響を把握するための海洋調査等を実施。 海底熱水鉱床については、資源量調査として既知鉱床の評価を進めるとともに、新鉱床発見に向けた広域調査を行い、2020年3月に奄美大島沖において高品位の金・銀を含む「天美サイト」を発見した。また、生産技術の調査・開発として、2017年に世界で初めて成功した連続揚鉱試験の結果として抽出された技術課題の検討を進めるなど、商業化の実現に向けた取組が着実に進展している。	—	経済産業省調べ	経済産業省

70	今後 10 年間（2023 年まで）で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築 【補助指標】 ・ 2021 年度末までに、日本全体の減圧蒸留残渣油処理率を 7.5%程度まで引き上げる。	—	B 【補助指標】 N	コンビナートの国際競争力については、プロセスやインプットの競争力等を指標として評価しており、2019 年度調査によれば、依然として我が国のコンビナート群の国際競争力はインド、シンガポール、韓国、中国、台湾等より見劣りすると評価されている一方、日本国内においてアジアトップクラスの国際競争力を保持しているコンビナートも存在していると評価されている。 【補助指標】 エネルギー供給構造高度化法（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号））により、各石油精製業者は取組の進捗を報告することとなっている。なお、目標の達成は 2021 年度（単年）の実績で判断することになっているため、進捗公表は行っていない。	我が国のコンビナート群の国際競争力はインド、シンガポール、韓国、中国、台湾等より規模等の製造力や原料調達力が見劣りすると評価されており、国内需要が減少する中で大型投資に踏み切れないこと等が原因と考えられる。一方、国内の一部コンビナートは、既にアジアトップクラスの国際競争力を保持しているとの評価もあり、一定の進捗があるものと認識。 引き続き、複数事業者間での連携等によるコンビナート地域全体での生産性向上に向けた投資や、エネルギー供給構造高度化法に基づく取組の促進を求めることにより、競争力強化を図る。	石油コンビナート高度統合運営技術研究組合「コンビナート国際競争力評価」 【補助指標】 経済産業省調べ	経済産業省
71	焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を 2015 年度実績から 2020 年度までに倍増させることを目指す	約 154 億円 (2019 年度)	A	2015 年度は 60 億円であったところ、2016 年度は 138 億円、2017 年は 278 億円と増加傾向、2018 年度は 63 億円と落ち込んだものの 2019 年度は 154 億円となった。 引き続き焼却設備やリサイクル設備等の輸出額の増大に努める。本 KPI は、インフラ	—	一般社団法人日本産業機械工業会「環境装置の地域別輸出額」	環境省

				海外展開に関する 2021 年以降の新戦略を踏まえて見直し、2021 年度の成長戦略で新たな KPI を設定する。			
72	2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを旨とする 【補助指標】 ・EV・PHV：乗用車の新車販売に占める割合を 2030 年までに 2～3 割とすることを旨とする ・FCV：乗用車の新車販売に占める割合を 2030 年までに最大で 3%程度とすることを旨とする	39.2% (2019 年度) 0.9% (2019 年度) 0.02% (2019 年度)	A N N	2018 年度に続き、2019 年度についても次世代自動車の販売台数が増加し、新車販売台数に占める次世代自動車の割合は、39.2%となっており、KPI 達成に向けて着実に割合が増加しているところ。 EV、PHV、FCV については、足元では微増で推移しているものの、今後、本格的な市場の拡大が期待される。2030 年度の目標達成に向けて、引き続き、車両の一部購入補助や充電インフラ・水素ステーション整備等の支援を実施し、次世代自動車の普及を加速化していく。	—	一般社団法人日本自動車工業会等の民間団体調べ	経済産業省
73	2030 年の新築住宅及び新築建築物について平均で ZEH、ZEB の実現を目指す 【補助指標】 ・新築住宅の平均エネルギー消費量を対 2013 年度比で、2025 年度▲25%とし、2020 年にハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化する ・新築建築物の平均エネルギー消費量を対 2013 年度比で、2025 年度▲18%と		N 【補助指標】	建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号））の規定により計算される、新築住宅・建築物の設計及び基準一次エネルギー消費量に基づいて評価することとなる。しかし現状は全ての新築住宅、新築建築物においては前述の情報を収集できていないため、評価が困難である。 【補助指標】 新築住宅	—	新築住宅の平均エネルギー消費量：国土交通省住宅局調べ（所管行政庁への届出の結果、住宅・建築物を設計している事業者へのアンケート調査）	経済産業省

	し、2020 年に新築公共建築物等でネットゼロエネルギービルの実現を目指す	【住宅】新築住宅の平均エネルギー消費量（対 2013 年度比）：▲11%（2018 年度分：推計値） ZEH 割合：20.6%（2019 年度分：推計値） 【非住宅】新築建築物の平均エネルギー消費量（対 2013	平均エネルギー消費量：A ZEH 割合：B 【補助指標】 平均エネルギー消費量：A	新築住宅の平均エネルギー消費量（対 2013 年度比）については、2018 年度において▲11%であり、KPI 達成のため 2018 年度時点で達成しているべき▲10%と同等の値となっている。 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）が 2021 年 4 月に全面施行されることを踏まえ、今後、改正法の円滑な施行を通じ新築建築物の省エネ性能の向上を図ることとしている。 一方、住宅の ZEH 化については、ハウスメーカー等による 2019 年度の実績は、約 5.8 万戸、注文戸建住宅の着工数に占める割合は 20.6%程度であり、現時点においては KPI 達成のため 2019 年時点で必要である 40%には満たない。このため、政府目標の達成に向けて、更に取組を進めていく。 【補助指標】新築建築物 新築建築物の平均エネルギー消費量（対 2013 年度比）については、2018 年度において▲9%であり、KPI 達成のため 2018 年度時点で達成しているべき▲8%と同等の値となっている	（ZEH 割合） 2019 年度の新築注文戸建住宅における ZEH 割合について、大手ハウスメーカーにおいては 47.9%、中小工務店においては 8.6%となっており、大手ハウスメーカーにおいては目標を達成できる見込みが高いが、中小工務店においては ZEH の建築数が伸び悩んでいる。要因としては、ZEH 化に伴う追加的な経済負担や、ZEH のメリットに対する消費者の認知度が低いこと等が挙げられている。	ZEH 割合：ZEH ビルダー／プランナー 2019 年度報告書及び建築着工統計調査より 新築建築物の平均エネルギー消費量：国土交通省住宅局調べ（所管行政庁への届出の結果、建築物を設計している事業者へのアンケート調査） ZEB 棟数：一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 BELS 評価書交付物件より	
--	---------------------------------------	---	---	--	--	--	--

		年度比) : ▲ 9% (2018 年 度 分 : 推 計 値) ZEB 棟数 : 達 成	ZEB 棟数 : A	建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律の一部を改正する法律が 2021 年 4 月に全面施行されることを踏まえ、今後、改 正法の円滑な施行を通じ建築物の省エネ性 能の更なる向上を図ることとしている。 また、非住宅（ビル）の ZEB 化については、 10,000 m²以下の建築物に対する ZEB 設計ガ イドラインの策定を終え、10,000 m²以上の建 築物において ZEB を実現するため、技術の実 証支援を行っているところ。こうした取組の 継続により、2020 年までに国を含めた新築公 共建築物等において、用途・規模別の計 8 区 分において ZEB を一棟以上建設する目標につ いては、既に達成しているところ。2030 年の 目標達成に向けて、更なる取組を進めてい く。 本 KPI は、2020 年度の年度終了後に外部有 識者による委員会を再度開催し、達成状況を 確認し、今後の普及推進策も含め、必要な見 直しを行う。			
74	2020 年までに既存住宅の省エネリフォ ームを倍増する	58 万件 (2019 年)	B	当該 KPI については、2019 年時点で、58 万 件（【比較】2011 年の件数（32 万件）＋均一 ペースでの年平均増加件数（＋32 万件/9 年） ×経過年数（8 年）＝60 万件）となっており、 おおむね堅調に推移している。	既存住宅の省エネ性能の向上は新築時に おける省エネ性能の向上のための措置に比 べて一般的にコストが高くなることや、省エ ネリフォームのメリットに対する消費者の 理解度の低さ等が課題となっている。	国土交通省「建築 物リフォーム・リ ニューアル調査」	国土交通省

				(2020 年の実績は 2021 年 7 月以降に算出予定) 本 KPI は、2020 年度に改定された「住生活基本計画」(令和 3 年 3 月 19 日閣議決定)を踏まえて、必要な見直しを行う。	省エネリフォームの更なる拡大に向け、新たな「住生活基本計画」等に掲げる施策を通じて取り組むこととしている。		
75	我が国の宇宙利用産業も含めた宇宙産業の規模(約 1.2 兆円)を、2030 年代早期に倍増する	1.1 兆円 (2019 年度)	N	本 KPI は、従来の衛星・ロケット開発や通信・放送に加え、サブオービタル飛行や、軌道上サービス、月面開発等の新たな宇宙ビジネスが 2030 年代にかけて大きく発展することを想定し、今後 20 年を見据えた 10 年間の宇宙政策の基本方針である「宇宙基本計画」(令和 2 年 6 月 30 日閣議決定)において定められている目標である。 同計画の期間中に、新たな宇宙ビジネスの制度環境整備、月探査活動をはじめとした宇宙プロジェクトへの民間企業等の参画拡大等のための取組を進めることとしているが、こうした新たな宇宙ビジネスについては、主に 2020 年代以降の事業化を見込んでいる。(具体的には、民間企業において、サブオービタル飛行や軌道上サービスについて 2020 年代前半の事業化、月面開発について 2023 年頃からの月面探査の開始が計画されている)	—	一般社団法人日本航空宇宙工業会宇宙産業データブック等を参照	内閣府(宇宙開発戦略推進事務局)

				このような状況を踏まえ、本 KPI の評価については、宇宙政策委員会において「宇宙基本計画工程表」（令和 2 年 6 月 29 日宇宙開発戦略本部決定）の改訂の検討を毎年末行う中で、新たな宇宙ビジネスの事業化等の進捗状況を確認しつつ、新たな宇宙ビジネス市場の本格的な立ち上がりが見込まれる 2025 年度から行うこととする。 なお、新たな宇宙ビジネスの創出に向けては、宇宙基本計画に基づき施策を強化するとともに、新市場における宇宙産業の規模を適切に計測するための検討も進め、本 KPI の達成を目指していく。			
76	政府情報システムのクラウド化等により、2021 年度までを目途に運用コスト（※）を約 1,200 億円圧縮する （※2013 年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。）	運用コスト 削減額：約 840 億円 （2018 年度末）	A	運用コスト削減額については、2013 年度比で約 840 億円を削減（2018 年度末）。現時点において、目標達成期間である 2021 年度までに、約 1,150 億円の削減を見込んでいるところ。	—	内閣官房調べ	内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室）
77	2020 年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025 年度までに 3 割削減することを目指す	—	N	2020 年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を精査中。2021 年度時点の数値が得られ次第、本 KPI の進捗を評価する予定。	—	—	内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室）

78	2020 年度末までに AI・RPA などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数を 300 とすることを旨とする	277 (2019 年 2 月末時点)	A	2019 年 2 月末時点では 277 団体。2020 年度に地域 IoT 実装・共同利用推進事業（補助事業）や特別交付税措置を通じて導入団体が増加したと想定されるので、KPI は達成される見込み。 2020 年度の数値については、現在調査結果を集計中であり、4 月に公表予定。 なお、本 KPI については 2021 年度の成長戦略において必要な見直しを行う。	—	総務省「地域 IoT 実装状況調査」（2019 年 3 月末時点）	総務省
79	2030 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が G20 で 1 位になる	8 位 (2019 年)	B	2019 年に公表されたランキングにおいて、G20 で 8 位となっている。	10 分野において、手続数、時間、コスト、規制の質などについて、各国の民間有識者からのアンケート回答を基に、総合ランキングを算出。 日本は、法人設立（13 位）、不動産登記（11 位）等の分野の評価が低い。	Doing Business Report2020	内閣官房（成長戦略会議事務局）
80	2030 年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が 1 位になる	6 位 (2019 年)	B	2019 年に公表されたランキングにおいて、141 か国・地域中で 6 位（G20 で 3 位）となっている。	12 の評価分野、全 98 指標について算出したスコアによって、分野別及び総合ランキングを決定。 日本は、人材のデジタルスキル（58 位）、人材の多様性（106 位）、起業家精神（58 位）、革新的なアイデアを生み出そうとする企業の意識（48 位）等の指標の評価が低い。	WEF The Global Competitiveness2019	内閣官房（成長戦略会議事務局）

81	2025 年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す	①国土交通省直轄工事におけるICT活用工事による作業時間縮減効果から算出した生産性向上比率:17% (2019 年度末時点)※2015 年度比 ②建設業における単位労働者数・時間当たり付加価値額から算出した生産性向上比率:6.6% (2019 年末時点)※2015 年比	B	現場単位の生産性を測定することは困難であることから、①及び②より評価することとしているところ、②については目標達成に必要な水準には至っていない。 目標達成に向けて、これまで土工をはじめ、舗装工、浚渫工、河川浚渫工、地盤改良工等の工種へ ICT 施工を導入してきた。 また、2016 年度より i-Construction のトップランナー施策として推進してきた、ICT 土工については約3割※の時間短縮効果を確認している(※2019 年度実施分)。 加えて、施工側・技術開発側からの提案により、ICT 活用工事の更なる工種拡大を図るとともに、設計業務等における BIM/CIM の拡大や遠隔現場臨場の試行等にも取り組んでいる。	国土交通省直轄工事では約 79%で ICT 施工が導入されている一方、地方公共団体発注工事では約 29%にとどまる状況。また、全国規模の建設企業では ICT 施工を経験した企業の割合が約 91%であるのに対し、地域を地盤とする中小建設企業では約 45%にとどまっており、目標達成には中小建設企業や地方公共団体発注工事への裾野拡大が必要。	①国土交通省調べ ②内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」	国土交通省
82	国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定	厚生労働省:36%	A	インフラの点検・診断などの業務において、新技術等を導入している施設管理者の割	—	厚生労働省調べ、農林水産省調べ、経済	国土交通省

	の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020 年頃までには 20%、2030 年までには 100%とする	農林水産省：27% 経済産業省：20% 国土交通省：35% 環境省：10% (2019 年 3 月末時点)		合はおおむね 20%を超えており、KPI の目標達成に向けて進捗していると考えている。引き続き、新技術の導入を促進することで、KPI 達成を目指す。		産業省調べ、国土交通省調べ、環境省調べ	
83	2025 年までに既存住宅流通の市場規模を 8 兆円に倍増 (2010 年 4 兆円) ※可能な限り 2020 年までに達成を目指す	4.5 兆円 (2018 年)	B	既存住宅流通市場の規模は 2018 年時点で、4.5 兆円 (2010 年から約 0.5 兆円増加) となっている。目標達成には市場の拡大ペースを加速化することが必要であるため、買取再販に係る特例措置 (登録免許税：2014 年 4 月～2022 年 3 月、不動産取得税：2015 年 4 月～2023 年 3 月)、住宅金融支援機構のフラット 35 における中古住宅の取得費用に対する融資 (2015 年 4 月～)、「安心 R 住宅」制度 (2017 年 12 月～) 等の施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。なお、本 KPI は、「住生活基本計画」(令和 3 年 3 月 19 日閣議決定) において、既存住宅流通・リフォームの市場規模の	既存住宅の流通市場規模は、2010 年の約 4 兆円から、2018 年に 4.5 兆円に増加しているが、既存住宅の流通量 (持家として取得した既存住宅数) は年間 16 万戸前後で推移。全住宅流通量 (既存住宅流通戸数+新築着工戸数) に占める既存住宅の流通シェアは約 14.5% (2018 年) と、過去 25 年間ににおいては緩やかに上昇傾向であるものの、近年は横ばいの状態が続いている。国土交通省「我が国の住生活の状況等調査 (2020 年 10 月)」によれば、新築住宅への住み替えを希望する人が既存住宅への住み替えを希望しない理由として、設備の老朽化 (47.0%)、耐震性 (35.3%)、隠れた不具合 (34.3%) 等への不安が挙げられており、既存住宅流通について	住宅市場動向調査 (毎年)、住宅・土地統計調査 (5 年ごと)	国土交通省

				目標が 14 兆円（2030 年）に改定されたことを踏まえ、2021 年度の成長戦略において必要な見直しを行う。	は、既存住宅の質に対する消費者の不安や抵抗感があり、今もなお新築志向が根強く残っていること等が既存住宅流通の市場規模の拡大が進まない一因となっている。既存住宅流通市場規模の更なる拡大に向け、新たな「住生活基本計画」（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）に掲げる施策の推進を通じ、新しい目標の達成を目指す。		
84	2025 年までにリフォームの市場規模を 12 兆円に倍増（2010 年 6 兆円） ※可能な限り 2020 年までに達成を目指す	7 兆円 （2018 年）	B	リフォーム市場の規模は 2018 年時点で、7 兆円（2010 年から約 1 兆円増加）となっている。目標達成には市場の拡大ペースを加速化することが必要であるため、長期優良住宅化リフォーム推進事業（2014 年 2 月～）、住宅リフォーム事業者団体登録制度（2014 年 9 月～）、住宅金融支援機構のフラット 35 におけるリフォームを含めた中古住宅の取得費用に対する融資（2015 年 4 月～）、住宅リフォームに係る税制特例措置（2017 年 4 月～）等の施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。本 KPI は、「住生活基本計画」（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）において、既存住宅流通・リフォームの市場規模の目標が 14 兆円（2030 年）に	リフォームの市場規模は 7 兆円（2010 年から約 1 兆円増加）となっており、中期的には穏やかな拡大状態である。リフォームについては近年電話相談件数が増加（2,299 件（2010 年）→8,238 件（2019 年））しており、リフォーム工事に対する消費者の不安等が市場規模の拡大が進まない一因になっている。リフォームの市場規模の更なる拡大に向け、住宅紛争処理制度の充実等、新たな「住生活基本計画」（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）に掲げる施策に取り組み、目標達成を目指す。	住宅・土地統計調査（5 年ごと）、建築動態統計調査（毎年）、家計調査年報（毎年）、住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（毎年）、リフォームに関する意識・意向調査（毎年）	国土交通省

				改定されたことを踏まえ、2021 年度の成長戦略において必要な見直しを行う。			
85	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9%（2005 年）→3～5%（2020 年）】	2.6% （2019 年）	B	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、2019 年度において、2.6%となっている。目標達成には高齢者向け住宅の供給を促進することが必要であるため、サービス付き高齢者向け住宅の建設費への補助や税制特例措置等の施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。 本 KPI は、「住生活基本計画」（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）において、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合の目標が 4%（2030 年）に改定されたことを踏まえ、2021 年度の成長戦略において必要な見直しを行う。	高齢者向け住宅の供給量は、2014 年度の約 70 万戸から 2019 年度には約 93 万戸に増加したところであるが、介護人材の不足（※ 1）や建設費の高騰（※ 2）への対応が課題となっており、現状まだ目標の達成に至っていない。 ※ 1 介護サービスの有効求人倍率：3.44 倍（全国平均 1.02 倍）（2021 年 3 月）（厚生労働省「職業安定業務統計」より） ※ 2 建設費：114.9（2011 年度を 100 とした場合）（2021 年 2 月）（国土交通省「建設工事費デフレーター」より）	・高齢者人口：総務省「人口推計」 ・高齢者向け住宅：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（毎年）、国土交通省調べ（随時）、厚生労働省調べ（毎年）	国土交通省
86	10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする	事業規模：約 23.9 兆円 うち、公共施設等運営権方式を活用した事業：約 11.6 兆円（2013	A	関西国際空港、福岡空港、北海道 7 空港といった公共施設等運営事業の大型案件等により 2019 年度末時点において KPI に掲げた目標を既に上回っており、本 KPI は達成した。引き続き、公共施設等運営事業を集中して推進するため、2021 年度の成長戦略において新たな KPI を設定する。	—	内閣府調べ	内閣府 （PPP/PFI 推進室）

		年度～2019 年度)					
87	2022 年度末において、重点 3 分野での PFS 事業を実施した地方公共団体等の数を 100 団体以上とする	44 (2019 年度)	N	2020 年に新たに設定された KPI のため、現時点で評価はできないが、KPI は、2018 年度から 2019 年度までの 2 年間で 38 団体増えている。	—	内閣府調べ	内閣府（成果連動型事業推進室）
88	2025 年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の 8 割以上が実際に利用できている	—	N	2021 年度に実施する農業支援サービスの意向・実態に係るアンケート調査により評価予定。	—	農林水産省「食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査」	農林水産省
89	農林水産物・食品の輸出額を、2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円とすることを目指す	9,860 億円 (2020 年)	B	2020 年の農林水産物・食品の輸出実績は、9,217 億円（対前年比 1.1%増）、少額貨物等を含めると 9,860 億円（対前年比 1.5%増）となった。最新の対前年伸び率で輸出額が伸びていくとした場合の 2025 年の金額の試算値が、目標の 2 兆円を下回ったため、「B」評価となる。引き続き、更に施策を推進していく。	2020 年の農林水産物・食品の輸出額は 9,217 億円、少額貨物等を含めて 9,860 億円となった。 世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多くの飲食店が営業休止されたことを受け、上半期は主に日本食レストランで食される日本酒や牛肉、水産物を中心に輸出が減少し、対前年比 8.2%減と落ち込んだが、下半期は同 10.1%増、通期でも同 1.1%増となり、8 年連続過去最高額を更新した。 今後は、2030 年の輸出 5 兆円目標を実現するため、2020 年にとりまとめた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（2020 年 11 月農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議決定）に即	財務省「貿易統計」を基に農林水産省が集計	農林水産省

					して、輸出先国の消費者のニーズを的確に把握し、専門的・継続的に供給するマーケットインの体制整備を進めていく。		
90	今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される	58.0% （2020 年度末）	B	目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 7 年が経過。担い手への農地集積割合は、48.7%（2013 年度末）から 58.0%（2020 年度末）まで増加したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で 70.6%まで増加していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	地域農業の関係者である市町村・農業委員会・土地改良区等と農地バンクが連携をより強化して農地集積を図ることが不可欠であり、関係者一丸となって人・農地プランの見直しを進めていくことが必要。 一方、今後、人口減少の本格化が見込まれる中、各地域で農業経営を行う人を確保し、農地の適切な利用を促進するため、2020 年 12 月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」（2020 年 12 月農林水産業・地域の活力創造本部改訂）に基づき、人・農地プランや農地集積等に係る施策の在り方について検討を行っていくこととしている。	農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省調べ	農林水産省
91	今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする	30,700 法人 （2020 年 2 月末時点 ¹⁰ ）	B	目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 7 年が経過。法人経営体数は、1 万 4,600 法人（2013 年 2 月）から 3 万 700 法人※（2020 年 2 月）まで増加したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で 3 万 9,380 法人まで増加していることが望	農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、経営継承が円滑に行える等のメリットがある。 個人農業者において、これらの検討が十分行われていない等の面が見られることから、農業経営相談所の中小企業診断士等により、常時雇用者のいる個人農業者等に重点化し	農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」	農林水産省

¹⁰ 2019 年の数値は、家族経営体として一戸一法人を含んでいなかったが、2020 年農林業センサスから、一戸一法人について、農業経営の法人化の観点から、他の法人と区別せず、法人経営体として取り扱うこととなったため、「最新の数値」は、一戸一法人を含む数値となっている。

				ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。 ※一戸一法人等を含む。	た支援を行う等により法人化を加速化することが必要。		
92	今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比 4 割削減する	個別経営 ¹¹ ： 10,851 円 /60kg (2019 年) 組 織 法 人 経 営 ¹² ： 11,721 円 /60 kg (2019 年)	B	目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 6 年が経過。2019 年産の担い手のコメの生産コストは、個別経営で 10,851 円/60kg、組織法人経営で 11,721 円/60kg となっている。 2011 年産米の生産コスト 16,001 円/60kg(全国平均)と比べて 3 割程度低い水準となっているものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で、個別経営で 10,310 円/60kg、組織法人経営で 10,532 円/60kg まで減少していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	コメの生産コストの内訳を見ると、労働費（26%）及び農機具費（21%）の占める割合が大きいことから、直播等の省力栽培技術やスマート農業機械等の導入・シェアリングを推進するとともに、生産資材価格の引下げ等による生産資材費の低減や農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・団地化等も引き続き実施する必要がある。	農林水産省「農産物生産費」、「米及び麦類の生産費」、「組織法人経営体に関する経営分析調査」	農林水産省
93	今後 10 年間（2025 年まで）で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により 2013 年全国平均比 2 倍に向上させる（担い手の 60kg 当たりの生産コストを 5 割程度削減）	10,300 円 /60kg (2019 年)	B	目標達成時期が 2025 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。2019 年の担い手の飼料用米の生産コストは 10,300 円/60kg となっている。2013 年産米の生産コスト 15,229 円/60kg(全国平均)と比べて 3 割程度低い水準	コスト面では、飼料用米の生産コストの 21%を占める労働費の低減、収量面では、539kg/10a となっている飼料用米の単収（2019 年産）の向上が重要となることから、多収品種・スマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及を推進するとともに、生	農林水産省「農産物生産費」、「米及び麦類の生産費」	農林水産省

¹¹ 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稻作付面積 15ha 以上層）

¹² 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稻作付面積約 24ha）

				となっているものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で 9,340 円/60kg まで減少していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	産資材価格の引下げ等による生産資材費の低減や農地の集積・集約化による分散錯圖の解消・団地化等も引き続き実施する必要がある。		
94	6 次産業の市場規模を 2020 年度に 10 兆円とする	7.6 兆円 (2019 年度)	B	目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 7 年であるところ、「最新の数値」の時点で 6 年が経過。6 次産業化の市場規模は、4.7 兆円 (2013 年度) から 7.6 兆円 (2019 年度) まで拡大したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で 9.2 兆円 (2.0 倍) まで拡大していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	6 次産業の市場規模の算定対象としてい る 7 分野の内訳について、6 年前 (2013 年度) と比較して推移を見ると、 ①加工・直売は 1.2 倍 (1.9→2.3 兆円) ②輸出は 1.6 倍 (0.4→0.7 兆円) ③都市農村交流は 1.5 倍 (0.9→1.4 兆円) ④医福食農連携は 1.5 倍 (0.3→0.4 兆円) ⑤地産地消は 1.3 倍 (0.6→0.9 兆円) ⑥ICT 活用・流通は 2.3 倍 (0.3→0.8 兆円) ⑦バイオマス・再生可能エネルギーは 5.3 倍 (0.2→1.2 兆円) となっており、特に、加工・直売、地産地消 分野の進捗が不十分。	農林水産省「6 次産業化総合調査」等	農林水産省
95	酪農について、2020 年までに 6 次産業化の取組件数を 500 件にする	502 件 (2020 年 4 月末)	A	目標達成時期が 2020 年で、今年度が目標達成期間であり、酪農の 6 次産業化の取組件数は、236 件 (2014 年) から 502 件 (2020 年 4 月末) まで増加し、設定された KPI を達成することができた。	—	農林水産省調べ、一般社団法人中央酪農会議調べ	農林水産省
96	2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践	36.4% (2020 年)	N	本 KPI は、農林業センサスにおいて 2020 年に初めて調査を実施。農林業センサスは 5 年	—	農林水産省「農林業センサス」等	農林水産省

				に1度実施されることから、本 KPI の最終的な評価は、次回の 2025 年調査の結果を踏まえて行うこととするが、次年度以降、2020 年時点のデータを起点として、各種調査を用いて目標の現状・達成見込みの評価を行っていく。			
97	ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを 2020 年までに実現	—	A	内閣府 SIP による官民連携した研究開発の成果として、2020 年 10 月に富山市において国内で初めて農業者の実際のほ場を用いて、ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを実演し、実現。	—		農林水産省
98	2028 年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を 2015 年実績から倍増させる	3,403 億円 (2019 年)	A	目標達成時期が 2028 年で、目標達成期間が 11 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額は 2,500 億円(2015 年)から 3,403 億円(2019 年)まで増加し、目標達成期間に対する経過期間の割合を基に進捗を整理すると、現時点で KPI 達成に必要な 3,364 億円を上回った。	—	総務省「産業連関表」、農林水産省「木材需給表」、「木材統計」等	農林水産省
99	2040 年までに健康寿命を男女とも 3 年以上延伸し、75 歳以上とすることを目指す	—	N	2019 年度から新たに KPI として設定。健康寿命は 3 年に 1 度実施される調査を基に算出しており、「最新の数値」は 2016 年のものであるため、2019 年の数値を算出・公表予定の 2021 年度に本 KPI の進捗を評価する予定。	—	厚生労働科学研究費補助金「健康日本 21 (第二次) の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」	厚生労働省

100	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	—	N	本 KPI は、「健康日本 21（第 2 次）」（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号）において設定された目標について、「未来投資戦略 2018」（2018 年 6 月 15 日閣議決定）において新たに設定したもの。健康寿命は 3 年に 1 度実施される調査を基に算出しており、「最新の数値」は 2016 年のものであるため、2019 年の数値を算出・公表予定の 2021 年度に本 KPI の進捗を評価する予定。 なお、2013～2016 年の 3 年間では、男性の平均寿命の伸びが+0.77 歳、健康寿命の伸びが+0.95 歳、女性の平均寿命の伸びが+0.53 歳、健康寿命の伸びが+0.58 歳となっており、平均寿命の増加分を健康寿命の増加分が上回っている。	—	厚生労働科学研究費補助金「健康日本 21（第 2 次）の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」	厚生労働省
101	2022 年度までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を 2008 年度比 25%減	13.5% ¹³ 2019 年 度 （2008 年 度 比）	B	直近で、2019 年度のメタボ該当者及び予備群減少率（特定保健指導の対象者減少率をいう。）は 13.5%であり、均一ペースと比較してやや低い進捗状況となっている（【比較】均一ペースでの年平均減少率（25%ポイント/14 年）×経過年数（11 年）＝19.6%ポイント）。施策の更なる推進等が必要。	特定健診・特定保健指導を効果的な方法で実施することが課題であることから、2020 年度より、予防・健康づくりの政策効果に関するエビデンスを蓄積するための実証事業を進めているところ。 今後、実証事業の結果を踏まえ、保険者等による特定健診・特定保健指導を効果的な方法で実施する。	厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」	厚生労働省

¹³ メタボ該当者及び予備群減少率（特定保健指導の対象者減少率をいう。）

102	2020 年までに健診受診率（40～74 歳）を 80%（特定健診含む。）	73.3 % ¹⁴ (2019 年)	B	2019 年の健診受診率（40～74 歳）は 73.3%と、2010 年の 67.7%と比べて+5.3%ポイント（【比較】均一ペースでの年平均増加率（+12.3%ポイント/10 年）×経過年数（9 年）=+11.7%ポイント）となっており、KPI が目標達成に向けて順調に推移しているとは言えない。 本 KPI は、2021 年度の成長戦略において必要な見直しを行う。	健診等を受けなかった理由として、「時間がとれなかったから」「心配なときにいつでも医療機関を受診できるから」「めんどうだから」等が多く挙げられ、健診への関心が低い層等への働きかけが課題として考えられる。 また、これらに加えて 2020 年度以降においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えの影響も懸念される。 引き続き、健診受診の重要性を啓発することや、健診受診へつなげる取組の好事例の横展開、受診率向上施策ハンドブックの活用などの施策を更に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した健診の在り方について検討する。また、PHR を推進し、自らの健診情報等を利活用できる環境を整備することで、健診の受診意欲を向上させる。	厚生労働省「国民生活基礎調査」（大規模調査実施年＜3 年ごと＞のみ、健診受診率について調査）	厚生労働省
103	糖尿病有病者の増加を抑制し、2022 年度までに 1,000 万人以下に抑制	1,000 万人 (2016 年)	N	2019 年度から新たに KPI として設定。糖尿病有病者の「最新の数値」は 2016 年のものであるため、次期数値（2021 年）の調査結果を公表する予定の 2022 年度に本 KPI の進捗を評価する予定。	—	厚生労働省「国民健康・栄養調査」	厚生労働省
104	2028 年度までに年間新規透析患者数を 35,000 人以下に減少	40,885 人 (2019 年)	N	2019 年度から新たに KPI として設定。年間新規透析患者数の「最新の数値」は 2019 年の	—	一般社団法人日本透析医学会「我が国	厚生労働省

¹⁴ 健診（健康診断や健康診査）や人間ドックの受診状況

				ものであり、本 KPI は、2020 年の数値が出た時点（2022 年 3 月頃予定）で進捗評価について検討する予定。		の慢性透析療法の現況」	
105	全てのがん種の検診受診率を 2022 年度までに 50%以上	脚注参照 ¹⁵	B	受診率向上施策として科学的根拠が示されている個別受診勧奨・再勧奨の実施などの取組を推進しており、全てのがん種において前回調査より受診率は向上しているが、肺がん検診（男）を除いて KPI 達成のために現時点で必要な数値には達していない。なお、肺がん検診（男）も含め、引き続き検診受診率の向上に努める。	市町村の個別受診勧奨・再勧奨の実施状況は、それぞれ約 8 割、約 5 割となっているため、まずは、科学的根拠が示されているこれらの取組を着実に行う必要がある。 その上で、今後、ナッジ理論等を活用した検診受診率向上に向けた取組の影響分析やリスクに応じた検診の実現に資する科学的根拠の集積を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応として、受診者の予約時間の調整や消毒の徹底等を定めた検診実施に際し参考となる、感染拡大予防ガイドラインの周知徹底を実施することとした上で、この状況におけるより効果的な受診勧奨を検討するなど、検診受診率向上の取組を実施する。	厚生労働省「国民生活基礎調査」（大規模調査実施年＜3 年ごと＞のみ、検診受診率について調査）	厚生労働省

¹⁵ 胃がん（男）48.0%、（女）37.1%
肺がん（男）53.4%、（女）45.6%
大腸がん（男）47.8%、（女）40.9%
子宮頸がん 43.7%
乳がん 47.4%
（2019 年）

106	介護予防に資する「通いの場」への参加率を 2020 年度末までに 6 %、2040 年度末までに 15%	6.7% (2019 年度)	A	2019 年度の通いの場への参加率は 6.7%となり、「2020 年度末までに 6 %」という目標を達成している。本 KPI は、2021 年度の成長戦略において必要な見直しを行う。	—	厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査」	厚生労働省
107	2040 年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について 5 %（医師について 7 %）以上の改善を目指す	—	N	2019 年に設定した KPI であるため、まずは、出典元となる各種調査等の全ての数値が、現在のものと比べて最新のものとなる 2022 年度を目途に算出し、本 KPI の進捗を評価する予定。 また、2022 年度以後は、経過観察を行い、目標の現状・達成見込みの評価を行っていく。	—	脚注参照 ¹⁶	厚生労働省
108	2020 年度までに 400 床以上の一般病院における電子カルテの普及率を 90%	85.4% (2017 年 10 月現在)	A	2017 年 10 月時点での 400 床以上の一般病院における電子カルテの普及率は 85.4%であり、57.3%であった 2011 年 10 月比で +28.1%ポイントとなっており、目標達成に向けて順調に推移している。2020 年度の数値が出る 2022 年度に本 KPI の進捗を評価する予定。（【比較】2011 年 10 月（57.3%）から 2020 年度（目標値 90%）まで均一ペースで増加した場合の 2017 年 10 月時点での増加率＝+	—	医療施設調査 (2017 年)	厚生労働省

¹⁶ 医療：病院報告、医師・歯科医師・薬剤師調査、患者調査
介護：介護保険事業状況報告、介護サービス施設・事業所調査
障害：国保連データ、社会福祉施設等調査、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査

				21.8%ポイント（（+32.7%ポイント／9年） ×経過年数6年）			
109	ロボット介護機器の販売台数を2025年度までに25,000台	23,838台 (2019年度)	A	AMEDによる開発支援が行われ、目標数値に対して2019年度末で23,838台と順調に推移しており、2020年度中にKPI目標を達成する見込み。	—	国立研究開発法人 日本医療研究開発 機構(AMED)「収益状 況報告書」	経済産業省
110	地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援件数を2020年度までに3,000件（延べ件数）	4,016件 (2019年度)	A	厚生労働省の地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援実績（厚生労働省委託事業「福祉用具・介護ロボット実用化支援等一式事業内による調査」）によると、2019年度の導入実績は4,016件となっており、目標を達成している。 本KPIは、2021年度の成長戦略において必要な見直しを行う。	—	厚生労働省委託事 業「福祉用具・介護 ロボット実用化支 援等一式事業」内 での調査	経済産業省
111	疾患登録情報を活用した治験・臨床研究を2020年までに20件実施	23件	A	2016年度に6件、2017年度に5件、2018年度に2件、2019年度に5件、2020年度に5件、合計で23件の治験・臨床研究をこれまでに支援しており、2016年から2020年の5年間のKPIを達成した。	—		厚生労働省
112	疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイドライン等を2020年までに5件策定	6件	A	疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイドライン等については、2017年に疾患登録情報などの医療情報データベース	—	脚注参照 ¹⁷	厚生労働省

¹⁷ 「製造販売後の医薬品安全性監視における医療情報データベースの利用に関する基本的考え方について」
(平成29年6月9日付け薬生薬審発0609第8号・薬生安発0609第4号医薬品審査管理課長・安全対策課長通知)

				を製造販売後の医薬品安全性監視に利用する際の基本的な考え方についての通知を、2018 年に医療情報データベースを用いて医薬品及び医療機器の製造販売後調査を実施する際の信頼性担保に関する留意点についての通知 2 件を、2019 年に医療情報データベースを用いて医薬品の製造販売後調査を実施する際の信頼性担保に関する留意点に係る質疑応答集を発出した。さらに、2021 年 3 月にレジストリデータを医薬品等の承認申請に活用するためのガイドライン 2 件を策定した。			
113	2020 年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」	医薬品：0.1 年 医療機器：0 年 (2019 年度)	B	医薬品の審査ラグについては、2019 年度の数値は 0.1 年であった。また、医療機器の審査ラグについては、2019 年度の数値は 0 年とほぼ目標を達成しほぼ解消した。 なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）における医薬品・医療機器の審査期間をみると、新医薬品（【2008 年度】22.0 月（中央値）→【2019 年度】11.8 月（80 パーセンタイル値））と新医療機器（【2008 年度】	審査ラグは米国の審査期間が大幅に短縮したことにより、生じたもの。医薬品については、今後、先駆け審査指定品目の承認申請が控えているところ、当該品目の審査は世界に先駆けて承認するものであるため審査ラグは 0 となる。すなわち、先駆け審査指定品目の適切な目標審査期間（6 か月）を達成することで審査ラグが 0 の品目が増え、更なる審査ラグの短縮が見込まれる。	厚生労働省、PMDA 集計資料及び米国公表資料	厚生労働省

「医薬品の製造販売後データベース調査における信頼性担保に関する留意点について」（平成 30 年 2 月 21 日付け薬生薬審発 0221 第 1 号医薬品審査管理課長通知）

「医療機器の製造販売後データベース調査における信頼性担保に関する留意点について」（平成 30 年 12 月 19 日付け薬生機審発 1219 第 4 号医療機器審査管理課長通知）

「医薬品の製造販売後データベース調査における信頼性担保に関する留意点に係る質疑応答集（Q&A）について」（令和元年 6 月 19 日付け医薬品審査管理課事務連絡）

「「承認申請等におけるレジストリの活用に関する基本的考え方」について」（令和 3 年 3 月 23 日付け薬生薬審発 0323 第 1 号・薬生機審発 0323 第 1 号医薬品審査管理課長・医療機器審査管理課長通知）

「「レジストリデータを承認申請等に利用する場合の信頼性担保のための留意点」について」

（令和 3 年 3 月 23 日付け薬生薬審発 0323 第 2 号・薬生機審発 0323 第 2 号医薬品審査管理課長・医療機器審査管理課長通知）

				14.4月（中央値）→【2019年度】11.1月（80パーセンタイル値））共に期間短縮が図られている。 今後は、重篤な疾患に対する画期的で極めて高い有効性を持つ先駆的な医薬品・医療機器については、総審査期間の目標を6か月にするなど、審査の迅速化に引き続き努めるとともに、業務の質の向上に傾注することとしている。 本 KPI は、2021 年度の成長戦略において必要な見直しを行う。			
114	海外に日本の医療拠点を 2020 年までに 20 か所程度創設	27 か所創設 （2020 年 3 月）	A	海外における日本の医療拠点は、2020 年 3 月時点で 27 か所開業し、「2020 年までに 20 か所程度」という KPI を達成しているため、本 KPI は、2021 年度の成長戦略において必要な見直しを行う。	—	企業ヒアリング等	内閣官房（健康・医療戦略室）
115	日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を 2030 年までに 5 兆円	医療機器の海外売上高：1 兆 9,022 億円 医薬品の海外売上高：5 兆 2,888 億円（2019 年）	A	日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模は、①医療機器の海外市場規模、②医薬品の海外市場規模で計算した。 ①と②について、現地での売上高を指標として算出した場合、2018 年度時点での医療機器・医薬品の海外売上高の合計は、目標の 5 兆円を超えている状況であり、2019 年度の医療機器・医薬品の海外売上高の合計は、7.1 兆	—	医薬品の海外売上高：日本製薬工業協会 DATA BOOK 2021 医療機器の海外売上高：厚生労働省令和元年度医薬品・医療機器産業実態調査	内閣官房（健康・医療戦略室）

				円であることから、既に目標の5兆円は達成済である。 そのため既に、「日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を2030年までに5兆円」というKPIを達成していることから、本KPIは、2021年度の成長戦略において必要な見直しを行う。			
116	訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す	412万人 (2020年暫定値) ※参考 3,188万人 (2019年確報値)	B	2020年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、世界中で旅行控えが発生したことや、我が国においても水際対策の強化等を行った結果、訪日旅行は大変厳しい状況となった。 そのため、2020年は対前年比87.1%減の4,115,900人となり、KPI達成には至らなかった。	インバウンドについては、新型コロナウイルス感染症の国内外の感染状況等を見極めつつ、段階的回復に向けた取組を進める必要がある。 今後は、2030年のKPI達成に向け、アジア市場を中心とするリピーター層や欧米豪市場等の取り込みのため、市場が嗜好するコンテンツの整備やプロモーションが必要となる。	日本政府観光局「訪日外客統計」	国土交通省 (観光庁)
117	訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す	4.8兆円 (2019年) ※2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止。	B	2019年の訪日外国人旅行消費額は4.8兆円となり、KPI達成には至らなかった。	訪日外国人旅行者数の目標未達に加え、旅行消費額単価の伸びが限定的であったこと等により、目標に達していない。 今後は、2030年のKPI達成に向け、滞在日数の増加、コンテンツの充実と富裕旅行市場の取り込み等が必要となる。	観光庁「訪日外国人消費動向調査」	国土交通省 (観光庁)

118	地方部での外国人延べ宿泊者数を 2020 年に 7,000 万人泊、2030 年に 1 億 3,000 万人泊とすることを目指す	703 万人泊 (2020 年速報値) ※参考 4,309 万人 (2019 年)	B	2020 年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、世界中で旅行控えが発生したことや、我が国においても水際対策の強化等を行った結果、訪日旅行は大変厳しい状況となった。 そのため、2020 年は、703 万人泊となり、KPI 達成には至らなかった。(2020 年速報値)	地方部における延べ宿泊者数は、2019 年(4,309 万人泊)まで東アジア諸国を中心に着実に増加してきたが、目標には到達していない。 今後は、2030 年の KPI 達成に向け、市場ニーズに合わせた魅力ある観光地の整備等が必要となる。	観光庁「宿泊旅行統計調査」	国土交通省 (観光庁)
119	外国人リピーター数を 2020 年に 2,400 万人、2030 年に 3,600 万人とすることを目指す	2,047 万人 (2019 年) ※2020 年は新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止	B	2019 年の外国人リピーター数は 2,047 万人となり、KPI 達成には至らなかった。	外国人リピーター数は目標に達していないものの、訪日外国人旅行者における再来訪意向は 95%に達する水準で微増している。 今後は、2030 年の KPI 達成に向け、新たな訪日外国人旅行者を取り込みつつ、再来訪意向の水準を維持する必要がある。	観光庁「訪日外国人消費動向調査」及び日本政府観光局「訪日外客統計」	国土交通省 (観光庁)
120	日本人国内旅行消費額を 2020 年に 21 兆円、2030 年に 22 兆円とすることを目指す	9.9 兆 (2020 年速報値) ※参考： 21.9 兆円 (2019 年確報値)	B	2020 年は、新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言の発令や旅行控え等の影響により、日本人国内旅行消費額は 9.9 兆円となり、KPI 達成には至らなかった。(2020 年速報)	2020 年は目標に達していないが、2019 年は 21.9 兆円と目標を達成している。 今後は、2030 年の KPI 達成に向け、ワーケーション等の「新たな旅のスタイル」の定着を図るなど、更なる国内旅行の振興に取り組む。	観光庁「旅行・観光消費動向調査」	国土交通省 (観光庁)

121	2030 年にはアジア No. 1 の国際会議開催国として不動の地位を築く	アジア第 2 位（2019 年） ※参考 アジア 1 位（2018 年）	B	国際会議開催件数は、2018 年はアジア第 1 位であったが、2019 年はアジア第 2 位となり、KPI 達成には至らなかった。	国際会議開催件数は、2012 年以降は堅調に伸びているが、2019 年は地方都市での開催件数が大きく増加した中国（539 件）が日本（527 件）をわずかに上回り、アジア第 2 位となった。我が国においても、都市別の開催件数は、東京、京都、神戸が大きく増加し、地方都市においても増加している。 今後は、小規模な国際会議の開催件数の増加も踏まえ、地方都市開催の促進にも取り組む。	ICCA（国際会議協会）「ICCA Statistics Report」	国土交通省（観光庁）
122	スポーツ市場規模を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す （注）スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法として、スポーツ GDP を基準として評価するとともに、推計手法の更なる精緻化の検討を進める。	スポーツ GDP 8.7 兆円 （2018 年推計値）	B	スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法として、スポーツ GDP による評価を行っている ¹⁸ 。 2018 年のスポーツ GDP は 8.7 兆円であり、2012 年時点でのスポーツ GDP 6.5 兆円を起点とした場合の直線評価では 2018 年は 9.1 兆円であることから B 評価とした ¹⁹ 。	スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環の形成に課題がある。このため、スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）やスタジアム・アリーナ改革等の取組を加速するとともに、スポーツ GDP の構成要素について多角的な分析を進め、必要な施策の立案の参考とする。	株式会社日本政策投資銀行の調査を基に文部科学省作成	文部科学省
123	全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017 年から 2025 年までに 20 拠点を実現する	9 拠点	A	2020 年度より対象施設の選定に着手した。結果、2020 年度で選定した案件は 9 施設となり、2020 年度を起点とした場合の直線評価での約 4 拠点を上回るため、A 評価とした。	—	文部科学省及び経済産業省発表	文部科学省

¹⁸ スポーツ GDP に算入する産業分類について、更なる精緻化の検討を進め、必要に応じて見直すこととする。

¹⁹ スポーツ市場規模の KPI は GDP ベースの数値ではないため、次期スポーツ基本計画（2022 年度からの計画）の策定に併せて見直しを行うことを予定。

124	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を、2015 年の 40.4%から、2021 年までに 65%程度に向上することを目指す	59.9% (2020 年度調査)	B	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は、2015 年度は 40.4%であったところ、2020 年度は 59.9%となっている。65%の達成に向けて 2015 年度から 2021 年度までの 6 年間で単純増加とした場合、2020 年度には 60.9%に向上していることが必要であるが、実際には、若干下回っており、今後、更なる施策の推進が必要である。	年代別に見ると 20 代～50 代のいわゆる働き盛り世代では、各年代において全体平均の 59.9%を下回っており、また、男性の平均が 61.8%に対して女性の平均は 58.3%であることから、スポーツ実施率の低いビジネスパーソンや女性に対するスポーツ実施に向けた環境整備を行うことに加え、スポーツ無関心層へのアプローチが必要である。そのため、「スポーツ実施率向上のための行動計画」(2018 年 9 月スポーツ庁) 及び「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」(2019 年 8 月スポーツ庁長官決定) に基づき、子供、ビジネスパーソン、高齢者、女性、障害者を主な対象とした施策などを着実に実施していくとともに、地方自治体やスポーツ団体、経済団体、企業等が独自で進めるスポーツを推進する取組を一体化し、2021 年に開催される 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしても、多様な形でスポーツの機会を提供する「Sport in Life プロジェクト」の確実な推進を図っていく。	「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(2020 年度)	文部科学省
125	2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円(GDP 比 3 %程度) に拡大することを目指す	8.9 兆 円 (2016 年)	B	2016 年の数値は 8.9 兆円となっている。今後、目標達成に向けて、付加価値を生み出す文化芸術の支援を充実するとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産	文化芸術産業の経済規模(いわゆる文化 GDP)については、現在、ユネスコ(国連教育科学文化機関)において文化の経済的な価値を測る国際的な指標づくりが進められてい	平成 27 年度文化庁委託事業「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関	文部科学省

				業その他の各関連分野との連携を強めていく。	るところであり、この国際的枠組みの議論に積極的に参画しつつ、第2期文化芸術推進基本計画（2023年度～）策定に向けて、2021年度中に次期計画におけるKPIの考え方の基本的整理を図る。	する調査研究事業」（株式会社ニッセイ基礎研究所）	
126	2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す	鑑賞活動をする者の割合：67.3% 鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合：21.7%（2019年）	B	文化庁が実施した2018年度「文化に関する世論調査」においては、鑑賞活動をする者の割合：67.3%、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合：21.7%となっている。	今後、目標達成に向けて、あらゆる人々が文化芸術活動に参加する社会を目指し、2021年に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として「日本博」をはじめとする文化プログラムを推進するなど、国民の文化芸術活動を一層推進する。また、第2期文化芸術推進基本計画（2023年度～）策定に向けて、2021年度中に次期計画におけるKPIの考え方の基本的整理を図る。	「文化に関する世論調査」（2020年3月文化庁）	文部科学省
127	我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円（2010年約10兆円）	約25兆円（「事業投資」による収入額を含む。）（2018年）	B	2010年の受注実績が約10兆円であるのに対し、2018年の実績は約25兆円であり、目標達成のため、2010年以降受注実績額が毎年均等に増加したと仮定した場合の値である26兆円を下回っており、インフラシステム輸出戦略など必要な施策を更に着実に実施する必要。 なお、本KPIは、インフラ海外展開に関する2021年以降の新戦略を踏まえ、2021年度の成長戦略において必要な見直しを行う。	新型コロナウイルス感染症の影響などにより、足元の受注実績は伸び悩んでいるものの、戦略の各種施策を総動員し、次年度以降も新たなKPIの下でインフラシステム受注拡大に取り組む。	内閣府「機械受注統計」等の統計値や業界団体へのヒアリング等	内閣官房（副長官補室（経協インフラ担当））

128	首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上	74 件（2019 年）	A	毎年10件以上が目標のところ、2019 年は74 件（総理24 件、閣僚等50 件）、うち3 件には経済ミッションが同行するなどしている。	注：新型コロナウイルス感染症の影響などに鑑み、足元では目標達成に向けた環境は厳しくなっているが、オンライン形式なども駆使して取り組む。	関係省庁からの報告	内閣官房（副長官補室（経協インフラ担当））
129	2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」※の2011 年比：「中国、ASEAN 等」：2 倍 ※輸出額と現地法人売上高の和から、現地法人の日本からの調達額を減じた金額	136.5 兆 円 （2018 年度）	B	「中国・ASEAN 等」に対する輸出額は16.4 兆円、現地法人売上高は120.2 兆円、合算値は136.5 兆円まで伸びており、前年度より約4 %増加した。（地域ごとに見ると、前年度比で中国は約1 %増、ASEAN では約8 %増）しかし、目標達成のため、2012 年以降毎年輸出額及び現地法人売上高が均等に増加したと仮定した場合の現時点の値である158.9 兆円を下回っている。	「中国・ASEAN 等」では、中国は6.6%の経済成長率を達成するも、その伸び率は鈍化傾向にあり、また、米中貿易摩擦の影響も見られた。インドネシアやタイ等のASEAN 域内経済も、安定した民間投資、民間消費に支えられて、経済成長率5.2%と堅調であったものの大幅な伸びは無く、これらの影響により、中国、ASEAN ともに、我が国企業の輸出額等の伸び率は鈍化した。引き続き、中国、ASEAN 等において経済連携協定や国際的な法的枠組みを通じたビジネス環境整備等の取組を推進する。	輸出額：財務省 「貿易統計」、 現地法人売上高・現地法人の日本からの調達額：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省
130	2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」※の2011 年比：「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」：2 倍 ※輸出額と現地法人売上高の和から、現地法人の日本からの調達額を減じた金額	26.1 兆 円 （2018 年度）	B	「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」に対する輸出額は5.4 兆円、現地法人売上高は20.7 兆円、合算値は26.1 兆円まで伸びており、前年度より約5 %増加した（地域ごとに見ると、前年度比で中東では約3 %増、中南米地域では約9 %増、ロシア・CIS では横ばい、南西アジアでは約2 %増と、中南米地域の伸び率が高かった）。しかし、目標達成のため、2012 年以降毎年輸出額及び現地法	「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」では、中南米地域では低迷していた経済成長率が前年度に続きプラス成長を達成するなど経済回復が見られたほか、メキシコやブラジルの新政権への日本企業からの期待も高まった。一方、中東主要国全体は好況であったものの、日本を含むアジアからの輸入額は減っているほか、トルコ金融市場に動揺が見られた。南西アジアで	輸出額：財務省 「貿易統計」、 現地法人売上高・現地法人の日本からの調達額：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省

				人売上高が均等に増加したと仮定した場合の現時点の値である 39.2 兆円を下回っている。	も、インドの構造改革継続による 7%前後の高水準の経済成長が維持されているが、外資系製造業誘致策は予定どおりに進んでいない。引き続き、南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域において、相手国の政府・産業界に向けた人材育成や制度整備支援によるビジネス環境整備等の取組を推進する。		
131	2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」※の 2011 年比：「アフリカ地域」：3 倍 ※輸出額と現地法人売上高の和から、現地法人の日本からの調達額を減じた金額	2.2 兆円 (2018 年度)	B	「アフリカ地域」に対する輸出額は 0.3 兆円、現地法人売上高は 1.9 兆円、合算値は 2.2 兆円まで伸びており、前年度より 8%増加した。しかし、目標達成のため、2012 年以降毎年輸出額及び現地法人売上高が均等に増加したと仮定した場合の現時点の値である 5.1 兆円を下回っている。	「アフリカ地域」では、2018 年度は、人口増加や資源開発等を背景としたアフリカ地域の経済規模拡大が見られ、3%の経済成長率を達成する中、我が国企業の輸出額等はこれを上回る伸びを見せたが、政情不安や安全面の懸念等により我が国企業の進出が遅れている。 引き続き、アフリカ地域において、TICAD やアフリカビジネス協議会、日アフリカ官民経済フォーラム等の枠組みを通じた、商機拡大に向けた取組を推進する。	輸出額：財務省 「貿易統計」、 現地法人売上高・現地法人の日本からの調達額：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省
132	速やかに RCEP 交渉妥結を目指し、これを通じて FTA 比率が 70%を超える	80.4% (2020 年貿易額ベース)	A	本 KPI は、日本の貿易総額に占める EPA・FTA 等発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合 (FTA 比率) を測るものである。経済連携の推進については、発効済の TPP11、日 EU・EPA に加えて、日英包括的経済連携協定が 2021 年 1 月に発効し、地域的な包括的経	—	財務省「貿易統計」	内閣官房 (副長官補室 (外務担当))

				済連携（RCEP）協定が 2020 年 11 月に署名に至ったことで、FTA 比率は 80.4%となり、KPI を達成した。			
133	2020 年までに 100 の国・地域を対象とする投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）の署名・発効	79 国・地域	B	2016 年に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」に基づき、精力的に交渉に取り組んだ結果、2020 年には、ヨルダン及びアラブ首長国連邦との投資協定が発効し、11 月には投資章を含む地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が署名に至った。2021 年 1 月には投資章を含む日英包括的経済連携協定が発効し、2021 年 2 月までに 7 か国との間で投資章を含む日 ASEAN 包括的経済連携協定第一改正議定書が発効した。また、2021 年 1 月にジョージアとの間で投資協定が署名に至り、発効済み又は署名済みの投資関連協定は、79 の国・地域をカバーすることとなった。 これら取組を通じ、発効済み又は署名済みの投資関連協定が我が国の対外直接投資残高に占める割合が 2016 年の約 35%から約 93%となったことや、交渉中の協定も含めれば、合計 94 の国・地域をカバーすることとなること、TPP11 及び RCEP といったマルチの協定、日 EU・EPA 及び日英 EPA といったハイレベルの協定の署名・締結を我が国が主導した	「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において設定された 100 の国・地域という目標値には到達しなかったが、当該アクションプランに基づき取り組んだ結果、大きな成果が得られたところ、今後も引き続き本アクションプランにおいて 100 の国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等に向け、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。 現在交渉中の協定については、様々な外交機会も活用しつつ、引き続き早期妥結に取り組む。また、交渉に当たっては、相手国の事情等を考慮しつつ、可能な限り高いレベルの質の確保に努める。 新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的ニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性に	外務省調べ	外務省

				こと等を踏まえれば、大きな成果を上げることができたと考えられる。	つき、中南米及びアフリカを中心に検討する。		
134	2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額 2010 年比 2 倍	23.7 兆円 (2018 年度)	A	目標達成時期が2020年度で目標達成期間が10年であるところ、「最新の数値」の時点で 8 年が経過。 中堅・中小企業輸出額及び現地法人売上高の合計（中堅企業は資本金 10 億円以下と定義）は 2010 年度～2018 年度の 8 年間で 12.8 兆円から 23.7 兆円に増加しており、目標達成のため、2010 年度以降毎年輸出額及び現地法人売上高が均等に増加したと仮定した場合の現時点での値である 23.0 兆円を上回っている。	—	輸出額：経済産業省「経済産業省企業活動基本調査」、 現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省
135	2020 年における対内直接投資残高を 35 兆円へ倍増（2012 年末時点 19.2 兆円）	33.9 兆円 (2019 年末)	A	KPI であるストックベースの指標については、統計基準の改訂により、2013 年以前と 2014 年以降を比較することはできない。統計的に比較可能な 2014 年末の実績を基点とし、2020 年に 35 兆円の目標達成のため 2014 年以降残高が均等に増加すると仮定した場合の 2019 年末時点の値は 33.1 兆円となるが、実績の 33.9 兆円はそれを上回っている。2021 年度前半までに次期 KPI を含む中長期戦略を策定し、今後も、対内直接投資誘致の強化に向けた施策に取り組む。	—	財務省・日本銀行 「国際収支統計」対 外資産負債残高	内閣府

136	放送コンテンツの海外販売作品数を 2025 年度までに 5,000 本に増加させる	3,903 本 (2019 年度)	A	目標達成時期が 2025 年度で、目標達成期間が 7 年間であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。放送コンテンツの海外販売作品数は 3,703 本（2018 年度）から 3,903 本（2019 年度）へと増加しており、KPI 達成のために現時点で必要な値である 3,888 本を上回った。	—	総務省「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」	総務省
137	日本産酒類については、2020 年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す	243.0 % 増 (2012 ～ 2020 年) 710 億 円 (2020 年)	A	2012～2020年の日本産酒類の輸出額の伸び率（243.0%増）は、農林水産物・食品全体の輸出額の伸び率（105.1%増）を上回った。 なお、本 KPI については、目標達成を受けて終了とし、今後は、「農林水産物・食品の輸出額を、2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円とすることを目指す。」とする KPI（No. 89）達成に向けて、2020 年 12 月に決定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（2020 年 12 月農林水産業・地域の活力創造本部決定）における酒類重点 3 品目（清酒（日本酒）、ウイスキー、本格焼酎・泡盛）の輸出目標も踏まえ、引き続き日本産酒類の販路拡大・認知度向上に積極的に取り組む。	—	財務省「貿易統計」	内閣府（知的財産戦略推進事務局）
138	2020 年までに外国人留学生の受入を 14 万人から 30 万人に倍増	高等教育機関に在籍す	B	我が国の高等教育機関に在籍する外国人留学生数は 135,519 人から 218,783 人まで増加した（約 8.3 万人の増加）が、目標数値を	KPI 設定期間の外国人留学生数は、日本語教育機関が最大約 2.8 倍へと大きく増加する一方、大学（学部・大学院）の伸びは最大約	独立行政法人日本学生支援機構「外国	文部科学省

		る外国人留学生数： 218,783人 (2020年5月1日現在)		下回る結果となった。(なお、日本語教育機関に在籍する外国人留学生を加えた外国人留学生総数については、2019年度に312,214人となったが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、279,597人にとどまった)。 本KPIは2020年度に目標年度を迎えることから、「留学生30万人計画」の検証結果等に基づき、より出口(アウトカム)に着目した受入れの質の向上を図る視点を転換し、引き続き関係省庁が連携・協力しながら施策の深化を図っていく。	1.7倍で日本語教育機関ほどの大きな伸びとはなっていないが、元々の受入規模に差があったことに加え、日本語教育機関の外国人留学生の多くは日本の高等教育機関へ進学することを目標に日本語を学び、その卒業者の約8割が実際に国内の高等教育機関に進学していたため、日本語教育機関が、日本語能力が十分でない外国人留学生を我が国の高等教育機関へ円滑に橋渡しし、最終的に高度人材を育成するプロセスを担うことを考慮する必要がある。一方で、新型コロナウイルス感染症による外国人の入国制限等の長期化、適切な在籍管理や技術流出防止対策の強化など新たな課題や状況変化に対応していくことが必要である。	人留学生在籍状況調査	
139	2022年末までに40,000人の高度外国人材の認定を目指す	26,406人 (2020年末)	B	目標達成時期が2022年末で、目標達成期間が3年であるところ、「最新の数値」の時点(2020年末)で1年が経過。高度外国人材の認定人数は、2020年末において26,406人まで増加したが(2019年末:21,347人)、KPI達成のため現時点で必要な人数である27,565人を下回っている。	2019年までは、認定数は順調に増加し、設定目標を前倒して達成していた状況であったが、足元では新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な渡航制限の長期化を主因として、認定ペースが減速しているものと考えられる。当面、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を中心とし、既に入国済みの外国人留学生に対する国内での就職促進及び就職後の活躍促進や教育プログラムの充実に向けた施策に注力する。また、新型コロ	出入国在留管理庁 調べ	経済産業省

					ナウウイルス感染症の感染拡大の影響による人流の制限等の長期化をはじめとする新たな課題や状況変化に対応していくことが必要である。		
140	中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる	前年度比 -1.95% (2019年度)	N	2020年度から新たにKPIとして設定。 (参考:KPI設定時の最新の数値として、2013年度から2018年度の5年間においては、労働生産性は2.22%向上。) 2020年度の数値を基準としているため、2021年度の数値が出た時点で本KPIの進捗を評価する予定。	—	財務省「法人企業統計調査」	経済産業省
141	中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す	310社 (2019年度)	N	2020年度から新たにKPIとして設定。2020年度の数値が出た時点で本KPIの進捗を評価する予定。2011年度から2019年度の8年間においては、毎年約300社が中堅企業に成長している。	—	株式会社東京商工リサーチ	経済産業省
142	中小企業の全要素生産性を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる	前年度比 -2.32% (2019年度)	N	2020年度から新たにKPIとして設定。 (参考:KPI設定時の最新の数値として、2013年度から2018年度の5年間においては、全要素生産性は2.52%向上。) 2020年度の数値を基準としているため、2021年度の数値が出た時点で本KPIの進捗を評価する予定。	—	財務省「法人企業統計調査」	経済産業省
143	開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す	開業率: 4.2%	B	開業率は2012年度に4.6%であったところ、2019年度は4.2%となっている。	日本の起業家に対するアンケート結果によると、日本で起業が少ないと考える原因と	厚生労働省「雇用保険事業年報」及び	経済産業省

		(2019 年 度)		2017 年までは順調に右肩上がりに推移しており、2017 年には 5.6%となったが、事業所数の多い建設業における開業数の減少等を背景に、2018 年は 4.4%、2019 年は 4.2%と減少している。	しては、「失敗に対する危惧」、「身近に起業家がない」、「学校教育」といった回答が多い。また、日本においては起業無関心者層が極めて多く、開業率の向上には、意識改革や機運醸成などの中長期的な取組を要するため、教育機関における若年層に対する起業家教育の実施を促進する。 他方、「起業・創業に対する意識、経験に関するアンケート調査」(2016 年 12 月)によると、起業準備者が起業できていない理由としては、性別や年代を問わず、資金調達ができていないことが最も大きな理由となっている。起業希望者と起業準備者一人一人が、自身が抱える課題に対してどのような起業支援施策があるのかを認識し、各種支援施策等を活用できるよう、起業支援施策に関する積極的な広報を行っていく。 さらに、開業率は都市圏で高く地方で低い傾向にあるため、自治体を中心とした創業支援の体制を整備し、全国津々浦々での創業を支援する。	「雇用保険事業月報」	
144	海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後 5 年間 (2025 年まで) で 10%向上させる	18.2% (2018 年度実績)	N	2020 年度から新たに KPI として設定。 (参考: KPI 設定時の最新の数値として、2012 年度から 2017 年度の 5 年間ににおいては、海外への直接輸出または直接投資を行う中小	—	経済産業省「経済産業省企業活動基本調査」	経済産業省

			企業の比率は 7.87%向上。(2012 年度 : 17.17%、2017 年度 : 18.52%)) 2020 年度の数値を基準としているため、2021 年度の数値が出た時点で本 KPI の進捗を評価する予定。			
--	--	--	--	--	--	--

<集計>

区分	内訳
A	55
B	64
N	25
合計	144